

高等学校教育について

本日御議論いただきたいポイント

1. 高校教育の充実について

(例)

- 高校教育の多様化が進む中、高校教育の充実をどのように進めていくことが必要か
- スクール・ミッションやスクール・ポリシー等を踏まえた学校評価の活用によるPDCA サイクルの徹底や、積極的な情報公開を促進するなど、高校教育の質を確保させる仕組みについて、どのように考えるか
- 卒業後の進路等を見据えて身に付けた力、学びの定着度合や在学中の伸び、生徒の満足感・達成感（定性的・定量的）の望ましい測り方について、どのように考えるか
- 文系・理系のコース分けにより、特定の教科・科目を十分に学習しないことについて、その改善を図るためにどのような取組が考えられるか
- これらに関して、国、設置者、学校等の望ましい関係性をどのように考えるか。その際、校長のリーダーシップについて、どのように考えるか

2. 広域通信制高校における教育の質の確保や管理運営の適正化を徹底するための課題の整理について

(例)

- 不適切な教育活動が見られる中、その是正に向けて、どのような取組が考えられるか
- サテライト施設の管理運営に当たって、所轄庁間の情報共有や連携協力を図るために、どのような取組が考えられるか
- 情報公開の徹底や点検調査の強化に向けて、どのような取組が考えられるか

3. 中高の円滑な接続に資する高校入学者選抜の在り方について

(例)

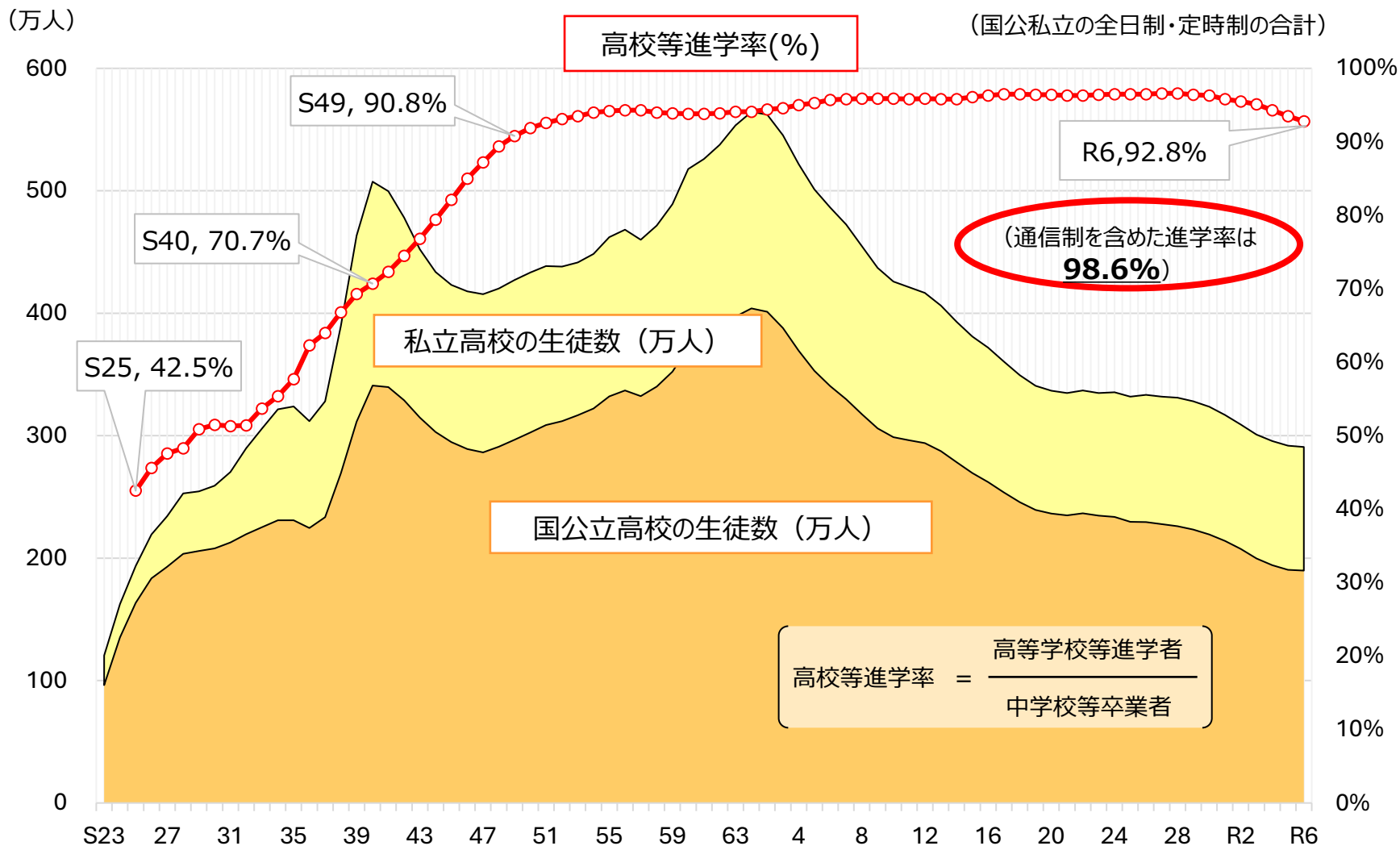
- 高校の特色化・魅力化の促進が期待される中、スクール・ミッション、スクール・ポリシーを踏まえた多様な選抜方法について、どのような方法や留意事項が考えられるか
- 入学者選抜において、中学校と高校の円滑な学習の接続や、多様な背景を有する生徒の個性・特性を踏まえた適切な評価を促進するため、どのような方向性や手法が考えられるか
- 学力検査を行わない選抜や調査書を用いない選抜の取扱いについて、どのように考えるか

1. 高校教育の充実について

(1) 我が国の高校教育の現状

高等学校等への進学率 [推移]

○ 高等学校等への進学率は、令和6年度には98.6%にのぼっている。



※「高等学校等進学者」とは、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び専攻科へ進んだ者。進学しかつ就職した者を含む。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

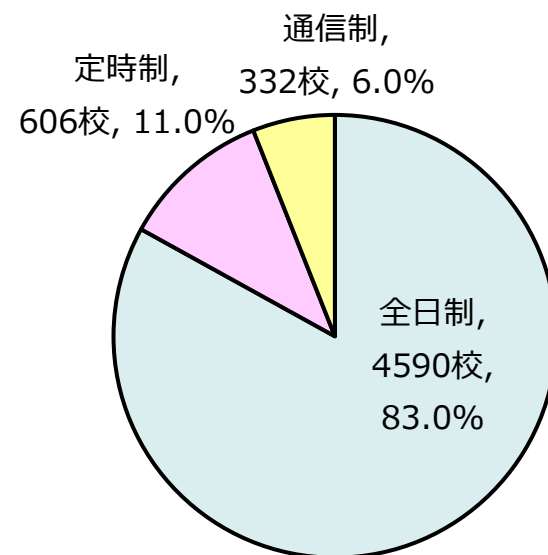
高等学校の学校数（令和7年度）

- 高等学校の学校数（令和7年度）について、全日制高校は4,590校（全体の83.0%）、定時制高校は606校（全体の11.0%）、通信制高校は332校（全体の6.0%）。

（全日制・定時制課程）

（校）

	国立	公立	私立	総数
全日制	15	2,843	1,297	4,155
定時制	—	168	3	171
全定併置	—	415	20	435
総計	15	3,426	1,320	4,761



（通信制課程）

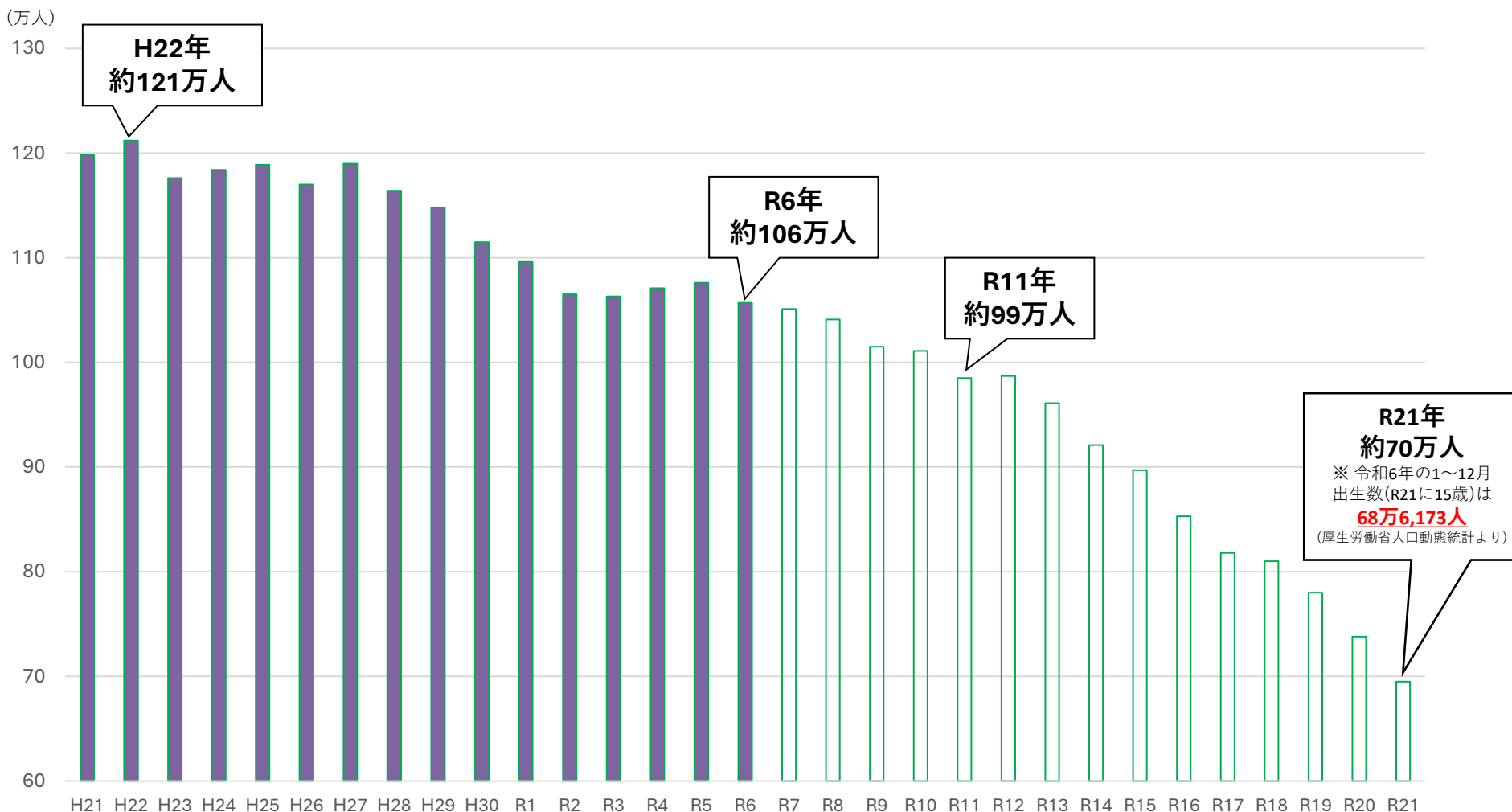
（校）

	国立	公立	私立	総数
独立校	—	6	137	143
併置校	—	76	113	189
総計	—	82	250	332

※一つの学校に課程が併置されている場合は、それぞれの課程について、重複して計上。

15歳人口の推移

○15歳人口は、年々減少傾向。これまでは100万人を超えて推移してきたが、**令和11年には100万人を割り込み、令和21年には約70万人**になることがほぼ確実。令和21年の人口は令和6年と比較して**約34%も減少**する見込み。

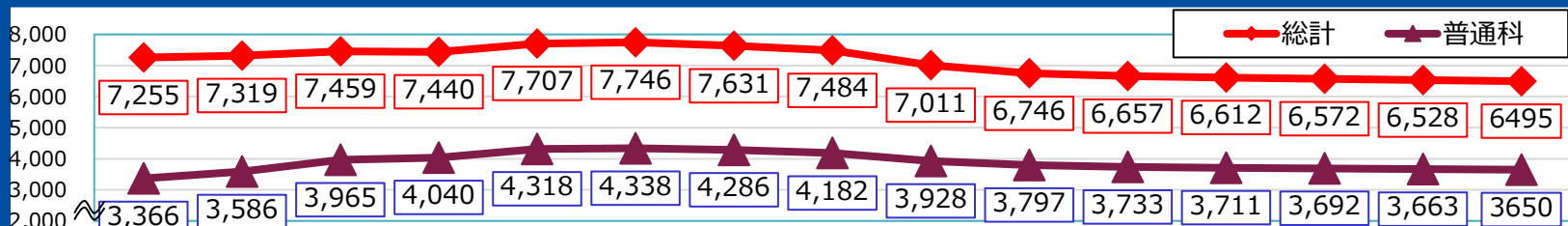


※各年、前年10月～当年9月時点での人口を集計
※H20～R6までは、総務省人口推計の年齢別人口より
※R7～R21までは、総務省人口推計の年齢別人口（R6.10.1時点）令和6年資料より算出

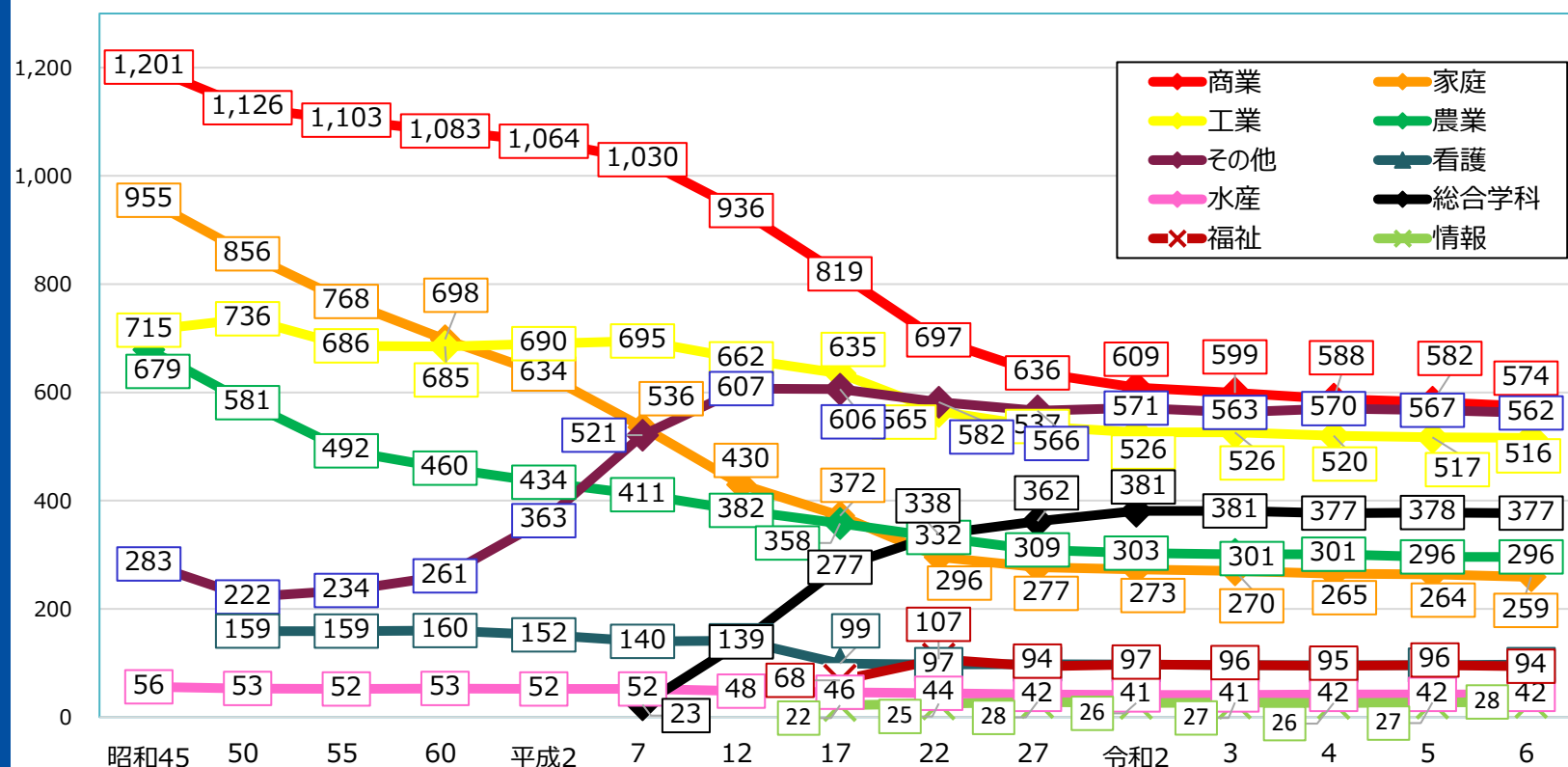
高等学校の学科数（学科別） [推移]

(全日制・定時制課程)

総計・普通科



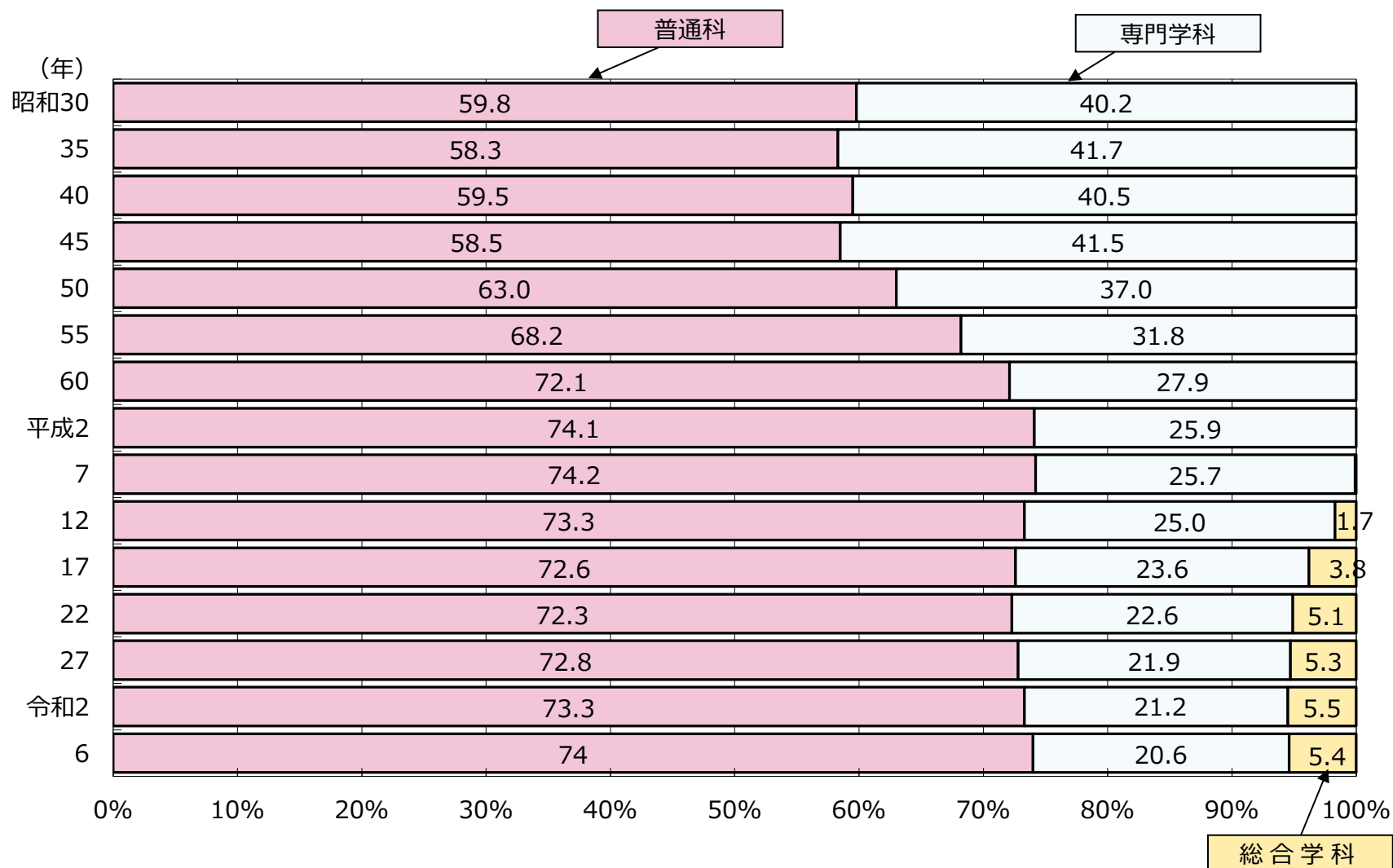
専門学科・総合学科



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

高等学校の生徒数（学科別・構成割合）

○ 専門教育を主とする学科の比率は年々減少。普通科は最近30年間、ほぼ一定（約7割）で推移。

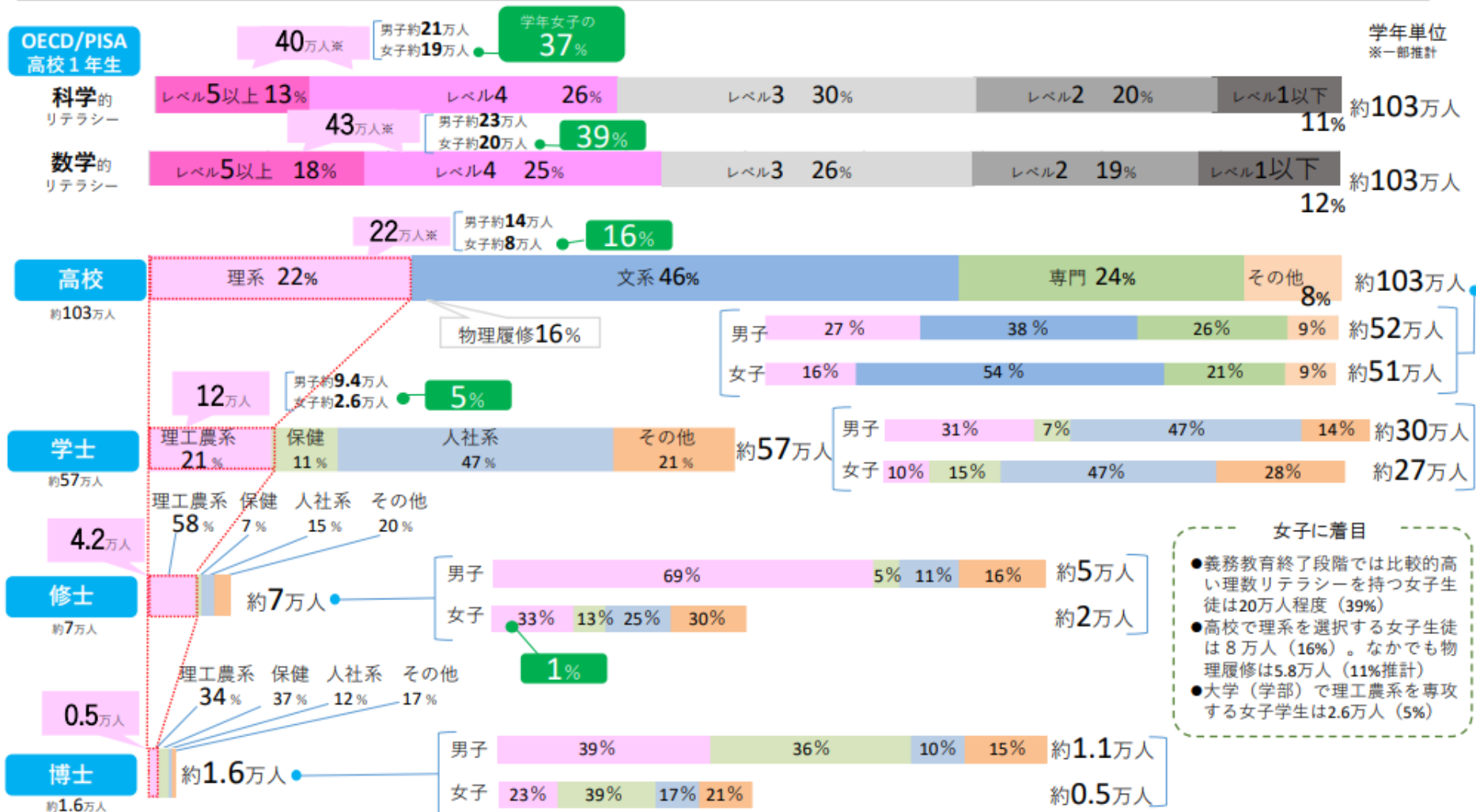


※全日制・定時制課程の生徒数の割合。
 ※総合学科は平成6年度より制度化。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

文理分断と理数系の学びに関するジェンダーの偏り

義務教育終了段階では、比較的高い理数リテラシーを持つ子供が約4割いるにもかかわらず、高校段階では、文理別のコースを選択するシステムも契機になり、理系が2割と半減。さらに、大学入学時には学士は入学定員とも関連して、理工農系学部の学生は約1割に半減し、修士・博士と先細っていく状況。特に、女子の理系離れは深刻であり、学士の理工農系進学は、女子全体のうち5%にすぎず、その結果、これらの分野で学ぶ男子学生は9.5万人に対し、女子学生は2.6万人と大きなアンバランスが生じている。



(出典) OECD/PISA高校1年生内訳: OECD生徒の学習到達度調査 (PISA) 2018年調査に基づき作成。
OECD/PISA高校1年生及び高校 総人数: 令和2年度 文部科学省学校基本調査より推計。

高校内訳: 国立教育政策研究所「中学校・高等学校における理系選択に関する研究最終報告書」(2013年3月)に基づき作成。
学士・修士・博士内訳: 令和2年度 文部科学省学校基本調査に基づき作成。

1. 高校教育の充実について
(2) 高校教育の充実に関するこれまでの議論

第1章 高等学校教育を取り巻く現状と課題認識

- 高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験などを持つ生徒が在籍している現状を踏まえた教育活動が極めて重要
- 高校生の学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下しており、高校生の学習意欲を喚起するためのものへと転換することが必要
- 大学入学や就職等の出口のみを目標とすることなく、他分野に関する理解や、新たなことを学び、挑戦する意欲を育むための学びが不可欠
- 産業構造や社会システムの激変、少子化の進行等の社会経済の有り様を踏まえた高等学校教育の在り方の検討が必要

第2章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方

- 学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、社会性・人間性を育むといった社会的機能をも有するという高等学校の多面的な役割・在り方を再認識
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、生徒が長期間登校できない状況下において、ICTも最大限活用した学習保障の必要性が顕在化
- 遠隔・オンラインか対面・オフラインかという二元論に陥らず、最適な組合せによって、全ての生徒の可能性を引き出す学びの実現が必要

これらの前提を踏まえ、以下の方策を実施

第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

【1. 各学科に共通して取り組むべき方策】

(1) 現代的な諸課題に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えて必要となる資質・能力の育成

- 国内外の大学、企業、地元市町村等の関係機関と連携した高度かつ多様な学びの提供

(2) 地域の実態に応じた多様な高等学校教育の実現

- 中山間地域・離島等に立地する小規模高等学校が教育課程の共通化・相互互換を図ることで、地理的制約を超えて教育資源を効果的に活用
- 都道府県は、地元市町村等との丁寧な意見交換を通じて公立高等学校の在り方を検討。その際、総合教育政策会議を活用した首長部局との連携も有効

(3) 各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）

- 各設置者が、各高等学校の存在意義や社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義

(4) 各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針（スクール・ポリシー）の策定

- 各高等学校は、高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものに再構築するため、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」（仮称）を策定・公表

(5) 地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働した学びの実現

- 各高等学校の目的を踏まえ、地域社会や高等教育機関等との連携・協働を推進（例：地元市町村等との協働体制であるコンソーシアムの構築）

第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

【2. 学科の特質に応じた教育活動の充実強化】

(1) 普通科改革

- 各設置者の判断により、「普通教育を主とする学科」として、下記のような特色・魅力ある学科の設置を可能化

(例) 【学際的な学びに重点的に取り組む学科】

- …SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴って生じる諸課題に着目し、国際社会及び日本社会における課題の発見・解決に資する資質・能力を育成
- …国内外の高等教育機関や国際機関、国の機関等との連携・協働により、大学教育の先取り履修や高大連携講座の仕組みの構築などを実施

(例) 【地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科】

- …地元市町村を中心とする地域社会の有する課題・魅力に着目し、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する資質・能力を育成
- …地元の市町村、高等教育機関、企業・経済団体等との連携・協働により、フィールドワークや事例研究、社会人講座などを実施

【その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科】 …上記2学科を参照しつつ育成を目指す資質・能力を設定し、関係機関との連携・協働した教育を実施

(2) 専門学科改革

- 産業界を核として地域の産官学が一体となって、将来の地域産業界・高等学校段階での人材育成の在り方を検討し、それに基づく教育課程を開発・実践
- 産業教育施設・設備の計画的な整備、これを支える財政的措置の充実、地元企業の施設の活用等の工夫による最先端の施設・設備に触れる機会を創出

(3) 新しい時代に求められる総合学科の在り方

- 多様な科目開設を実現するために、ICTも活用して他校の科目を履修して単位認定する仕組みの活用や、外部人材の活用を推進

第4章 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証

【1. 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応】

- 制度創設時と異なり勤労青年に限らず多様な生徒が在籍している定時制・通信制課程の現状を踏まえ、多様な生徒のニーズにきめ細かく対応するため、SC・SSW等の専門スタッフの充実、関係機関との連携促進、ICTの効果的な活用、少年院在院者への高等学校教育機会の提供等を推進

【2. 高等学校通信教育の質保証方策】

(1) 教育課程の編成・実施の適正化

- 各年度における添削指導・面接指導・試験の年間計画等を「通信教育実施計画」(仮称)として策定・明示することを義務付け
- 面接指導は少人数で行うことを基幹とすることや、集中スクーリングにおいて1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること、多様なメディアを利用して行う学習の報告課題等に対する観点別学習状況の評価の実施、試験の実施時間・時期を適切に設定することなどを明確化

(2) サテライト施設の教育水準の確保

- 実施校の責任下におけるサテライト施設の把握・管理、情報開示の徹底、面接指導等実施施設の共通の基準に関して実施校と同等の教育環境を確保

(3) 多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

- 養護教諭、SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進を図るとともに、きめ細かく指導・支援を実現するための教諭等の人数を明確化

(4) 主体的な学校運営改善の徹底

- 法令に基づく学校評価の実施・公表の徹底とともに、「自己点検チェックシート」(仮称)に基づく自己点検の実施・公表
- 教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の開示を義務付け。ICTを基盤とした先端技術の効果的な活用に向けた実証研究を実施

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義**することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに**以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。**
 - (a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより**育成を目指す資質・能力に関する方針**
 - (b) **教育課程の編成及び実施に関する方針**
 - (c) **入学者の受け入れに関する方針**

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、**関係機関等との連携協力体制の整備に努める**こととする。

（※）令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ **普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。**
- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
 - (a) **学際領域に関する学科**については**大学等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (b) **地域社会に関する学科**については**地域の行政機関等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努める**ものとする。

（※）令和4年4月1日から施行

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

「三つの方針」（スクール・ポリシー）の策定・公表（学校教育法施行規則の改正）

- ✓ **高等学校教育の入口から出口までの教育活動**を一貫した体系的なものへと再構成
- ✓ 各高等学校教育の**継続性を担保**
- ▶ 特色・魅力ある教育の実現に向けた**整合性のある指針として「三つの方針」を策定・公表**

第百三条の二 高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。

- 一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

- ✓ 各高等学校における**育成を目指す資質・能力を明確化・具体化**
- ✓ **カリキュラム・マネジメント**を通じて、学校全体の教育活動の**組織的・計画的な改善**へと結実
- ✓ スクール・ポリシーを基準にして、**高等学校の教育活動や業務内容を精選・重点化**
- ✓ **学校評価**において、スクール・ポリシーに照らして自らの取組を点検・評価

三つの方針の内容

- ✓ 生徒や入学希望者の**学習意欲を喚起**し、学校生活や将来に対する展望を持ちやすい表現・内容
- ✓ 日常的に参照可能なよう、総花的なものとならず**真に重点的に取り組む内容**を示す指針
- ✓ スクール・ポリシーについても**日々の教育活動の検証等を通じた見直し**

「高校生のための学びの基礎診断」制度

- 平成28年3月の高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、有識者による検討・準備グループ等において具体的な検討を推進。同グループによる「論点整理」（平成29年3月）や試行調査（平成29年1～3月）の結果を踏まえ、平成29年7月に「高校生のための学びの基礎診断」実施方針を策定。
- 「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する制度を創設し、多様な民間の試験等（測定ツール）の開発・提供、その利活用を促進。それにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進。
- 「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループにおける専門的な検討を加え、高校・教育委員会等の関係者、民間事業者等の意見やパブリック・コメントによって得られた意見等を考慮しつつ、平成30年3月に「『高校生のための学びの基礎診断』の認定基準・手続等に関する規程」を策定。
- 平成30年12月に初めて測定ツールの認定を行い、平成31年度から本格的に利活用開始。
※学校や教育委員会等において選択・利活用について検討し、次年度の年間指導計画等に反映。

国

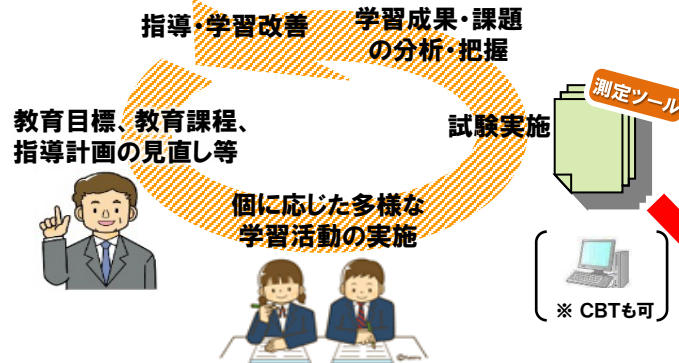
高等学校における基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの構築

取組を促進

測定ツールの
充実

高校

社会で自立するために必要な基礎学力について、各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、教育課程を編成。
多様な測定ツールを活用しながら生徒の学習状況を多面的に評価し、指導の工夫・充実を図っていく。



各学校の実情等を踏まえ、適切な測定ツールを、必要に応じて組み合わせながら選択・活用

「高校生のための学びの基礎診断」制度の創設

（一定の要件に即して民間の試験等を認定する制度を創設）

認定基準等の設定

審査・事後チェック体制の整備

仕組みの構築と運用を通じて、民間事業者等から高等学校の実態に応じて選択可能な多様な測定ツールが開発・提供され、その利活用が促進されることが期待。

認定基準

（出題）

- ・学習指導要領を踏まえた出題の基本方針に基づく問題設計
- ・対象教科は国・数・英（共通必修科目中心、義務教育段階含む）
- ・主として知識・技能を問う問題に加え、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題の出題
- ・記述式問題の出題
- ・英語4技能測定

（結果提供）

- ・学習成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供等

（認定の有効期限）

- ・認定の有効期限は認定をしたときから3年後の年度末まで



教育委員会等

教育委員会等による
学校への支援

○高校の魅力づくりとともに、質の確保のための体制強化や再編整備

○学校支援のための人材配置や予算措置、教員研修等の取組

「高校生のための学びの基礎診断」 認定ツール一覧 (令和6年度申請分)

認定期間: 令和10年3月31日まで

(※令和7年度4月1日時点)

対象教科	団体名	測定ツールの名称	基本 タイプ (※1)	標準 タイプ (※2)
国数英 (5件)	株式会社 Gakken	基礎力測定診断 ベーシックコース	●	
		進路マップ 基礎力診断テスト	●	
	株式会社 ベネッセコーポレーション	進路マップ 実力診断テスト		●
		スタディーサポート α タイプ、 β タイプ、 θ タイプ		●
		ベネッセ総合学力テスト		●
国 (3件)	公益財団法人 日本漢字能力検定協会	文章読解・作成能力検定 4級	●	
		文章読解・作成能力検定 3級		●
		文章読解・作成能力検定 準2級		●
英 (4件)	Cambridge University Press & Assessment	ケンブリッジ英語検定 A2 Key for Schools(PB/CB)		●
	一般財団法人 国際ビジネスコミュニケーション協会	TOEIC Bridge® Tests: TOEIC Bridge® Listening and Reading Tests TOEIC Bridge® Speaking and Writing Tests		●
	ブリティッシュ・カウンシル	Aptis for Teens (アプティス フォー ティーンズ/中高生向けAptis)		●
	株式会社 ベネッセコーポレーション	GTEC Advancedタイプ・Basicタイプ・Coreタイプ	● Core	● Basic Advanced

※1: 義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ

※2: 高等学校段階の共通必修科目の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ

I. これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方

高校教育の実態が地域・学校により非常に多様な状況にあるため、質の確保・向上に向けて、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要

■ 多様性への対応

- 地理的状況や各学校・課程・学科の枠にかかわらず、いずれの高校においても多様な学習ニーズに対応し、潜在的なニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現

■ 共通性の確保

- 「自己を理解し、自己決定・自己調整ができる力」の育成
- 「自ら問いを立て、多様な他者と協働しつつ、その間に対する自分なりの答えを導き出し、行動することのできる力」の育成
- 「自己の在り方生き方を考え、当事者として社会に主体的に参画する力」の育成
- 義務教育において修得すべき資質・能力の確実な育成など、「知・徳・体のバランスのとれた土台」の形成

取り組むことが特に重要

II. 各論点に対する現状・課題認識と具体的方策

主な手段の凡例 ○：通知等 □：予算事業 ◇：調査 ☆：その他取組

1 少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方

- 少子化の影響により多くの地域で統廃合が進行。今後も15歳人口の減少は一層加速。小規模校の教育条件の改善が必要。
- 生徒が行きたいと思える学校づくり、特色化・魅力化が必要。

小規模校の教育条件の改善に向けて

- 教科・科目充実型の遠隔授業、全日制・定時制課程における通信教育の活用、学校間連携等の推進による学びの機会の充実に関する実証研究の実施
- 配信センターの体制・環境整備、学校間連携等の促進
- ◇ スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を踏まえた学校教育活動の実施・改善、学校の特色化・魅力化
- ☆ 都道府県と市町村の連携・協力による学校運営
- 地域や学校を越えた生徒同士の学びのネットワークの構築
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入等による学校と地域社会の連携・協働の推進
- 学校における働き方改革の推進、コーディネーター等の配置支援

2 全日制・定時制・通信制の望ましい在り方

- 不登校児童生徒数が義務教育段階を中心に増大。高校段階では通信制の生徒数が近年急増。
- 全日制・定時制・通信制いずれの課程にあっても、柔軟で質の高い学びを保障していくことが必要。

生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて

不登校生徒の学習機会の確保

- 自宅等からの同時双方向型の遠隔授業や通信教育の活用に関する実証研究、モデル事例の創出
- ☆ 履修・修得の柔軟な認定の促進
- 学びの多様な学校や校内教育支援センターの設置促進
- 不登校経験が不利益に扱われない高校入学者選抜 等
- 定時制・通信制課程における優良事例の創出等
- ◇ 広域通信制の設置認可等に関する状況の把握等
- 通信制課程に係る情報公表や制度等に係る情報発信
- ◇ 不登校生徒に対する継続的な実態調査
- SC・SSWの配置充実、心理・福祉分野に強みや専門性を有する教師の育成等
- 公立通信制高校等の機能強化等
- 高校における特別支援教育の充実に向けた体制整備
- 外国につながる生徒の受入れに向けた体制整備

3 社会に開かれた教育課程、探究・文理横断・実践的な学びの推進

- 高校生の3割が家や塾で学習を「しない」と回答。
- 授業の満足度・理解度は学年が上がるとともに低下。
- 多くの高校で文理のコース分けがなされ、特定の教科を十分に学習しない傾向。

全ての生徒の学びの充実に向けて

- 普通科改革の促進、コーディネーターの配置支援を通じた探究・文理横断・実践的な学びの推進
- グローバル人材育成に資する拠点校の整備、留学をはじめ国際交流の促進、理数系教育の更なる充実
- 産業界等と専門高校の連携・協働の強化、専門高校を拠点とした地域人材の育成・地方創生の支援、専門高校の魅力の発信
- DXハイスクール事業の更なる推進
- ☆ 学習指導要領の理解や着実な実施、定着
- ☆ 学校における働き方改革の推進、教職員の配置を含む高校の指導体制の充実
- 教師の資質・能力の向上のためのオンライン研修コンテンツの開発支援、探究型の研修の開発・普及
- ☆ 大学入学者選抜を含む高大接続改革の推進
- ☆ 教育費の負担軽減



高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

令和7年度予算額

2億円
(新規)



令和6年度補正予算額

74億円

現状・課題

大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要

事業内容

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携などを通じてICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する

支援対象等

公立・私立の高等学校等
(1,200校程度)

箇所数・補助上限額 ※定額補助

- ・継続校 : 1,000校 × 500万円 (重点類型の場合700万円)
 - ・新規採択校 : 200校 × 1,000万円 (重点類型の場合1,200万円)
 - ・都道府県による域内横断的な取組 : 47都道府県 × 1,000万円
- ※必須要件に加えて、各類型ごとの取組を重点的に実施する学校を重点類型として補助上限額を加算 (80校 (半導体重点枠を含む))

採択校に求める具体的な取組例 (基本類型・重点類型共通)

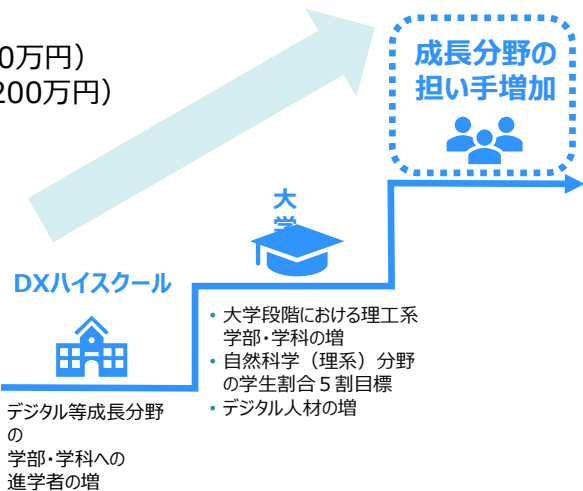
- ・情報Ⅱや数学Ⅱ・B、数学Ⅲ・C等の履修推進 (遠隔授業の活用を含む)
- ・情報・数学等を重視した学科への転換、コースの設置
- ・デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの実施
- ・デジタルものづくりなど、生徒の興味関心を高めるデジタル課外活動の促進
- ・高大接続の強化や多面的な高校入試の実施
- ・地方の小規模校において従来開設されていない理数系科目 (数学Ⅲ等) の遠隔授業による実施
- ・専門高校において、デジタルを活用したスマート農業やインフラDX、医療・介護DX等に対応した高度な専門教科指導の実施、高大接続の強化

採択校に求める具体的な取組例 (重点類型 (グローバル型、特色化・魅力化型、プロフェッショナル型 (半導体重点枠を含む)))

- ・海外の連携校等への留学、外国人生徒の受入、外国語等による授業の実施、国内外の大学等と連携した取組の実施等
- ・文理横断的な学びに重点的に取り組む新しい普通科への学科転換
- ・産業界等と連携した最先端の職業人材育成の取組の実施

支援対象例

ICT機器整備 (ハイスペックPC、3Dプリンタ、動画・画像生成ソフト等)、遠隔授業用を含む通信機器整備、理数教育設備整備、専門高校の高度な実習設備整備、専門人材派遣等業務委託費 等



事業スキーム



(担当：初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付)

申請校数

1,642校

【継続】981校（公立：732校、私立：249校）

うち重点類型申請 219校

- グローバル型 80校
- 特色化・魅力化型 22校
- プロフェッショナル型 117校（うち半導体重点枠 7校）

【新規】661校（公立：446校、私立：215校）

うち重点類型申請 146校

- グローバル型 50校
- 特色化・魅力化型 7校
- プロフェッショナル型 89校（うち半導体重点枠 18校）

審査

採択校数

1,191校

【継続】978校（公立：730校、私立：248校）

うち重点類型採択 46校

- グローバル型 9校
- 特色化・魅力化型 7校
- プロフェッショナル型 30校（うち半導体重点枠 2校）

【新規】213校（公立：141校、私立：72校）

うち重点類型採択 34校

- グローバル型 11校
- 特色化・魅力化型 3校
- プロフェッショナル型 20校（うち半導体重点枠 8校）

以下の観点等を踏まえ審査を行い、採択校を決定

- ・基本類型：① 各都道府県に割り当てた枠のなかで、取組内容に応じた加点が高い順に採択（基礎枠）
② それ以外の学校について、取組内容に応じた加点が高い順に予算の範囲内で採択（全国枠）
- ・重点類型：基本類型及び各重点類型の取組内容に応じた加点が高い順に採択

千代田区立九段中等教育学校
(公立・普通科)



「アイデアをカタチに」

- ・ 文理横断実体験型学習プログラム
- ・ 創造型情報実習スタジオの創設

取組

探究を軸として、数理・データサイエンス・AIなどを含む STEAM教育の学習を取り入れたプログラム開発



外部講師（企業専門家や大学・専門学校講師等）を招聘し文理を横断した実体験型プログラムの実施。

実習案

モーションデータ分析実習、校内スマート菜園実習、デジタルファブリケーション実習、デジタル作曲音声合成実習、VR空間体験実習等

※ 情報Ⅱ、情報探究（学校設定科目）、総合的な探究の時間、その他各教科の授業における課外プログラムにおいて実施

【実習イメージ】



（校内スマート菜園実習）



（デジタル作曲音声合成実習）



（VR空間体験実習）

データサイエンス等に十分活用できる 新情報実習スタジオ創設、校内環境整備



デジタル人材育成に資する高度なデジタル技術（設備・機器・アプリケーション）を生徒自身が活用できる実習環境の整備を行う。

整備案

高度なデータ処理のできるハイスペックPC、IoTセンサー機器、広帯域通信ネットワーク機器、デジタル楽器、高性能カメラ・ドローン・VR、デジタルファブリケーション機器、高輝度プロジェクタ等及び対応アプリケーション・資材・造作



生徒向け講習・教員向け研修の充実



外部講師及びICT支援員による定期的な講習、研修の実施を充実させ、以下の内容を一貫性を持ち進めていく。

- ・ 最新のデジタル技術の活用を日常的に行うことのできる環境づくり
- ・ 校内の各種機器及びシステムの更新

育成する生徒像・取組による効果



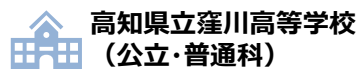
自らの興味関心を活かし、社会の課題と結び付けて思考し、高度なデジタル環境を駆使することのできる生徒、アイデアを具体的な形づくりに結び付ける探究的活動に主体的に取り組み、将来の進路に繋げる生徒を育成する。

教科情報の科目履修率（開講学年生徒の内）
情報探究（学校設定科目）50%以上

数理・データサイエンス・AI等の活用を含む総合的な探究の時間プログラムの履修率：100%※1

大学理系学部進学率：30%※2 ※1 令和8年度目標値 ※2 令和10年度目標値

生徒の学び方・教員の働き方のDX環境満足度向上



「起業精神の育成」

- ・文理横断型・6次産業推進カリキュラム
- ・デジタルラボの開設

取組

探究を軸として、数理・データサイエンス・AIなどを含む STEAM教育の学習を取り入れて起業精神を育成



- 【新設】
- ①文理横断型カリキュラムによる情報系進学コース
 - ②6次産業推進カリキュラムによる地域リーダー養成コース

学習内容

- ①文系＋理系＋情報のバランスを生かす学習
情報Ⅱ、地域課題研究（学校設定科目）、総合的な探究の時間、その他各教科の授業や課外プログラム等を充実
- ②商業＋農業＋デジタルものづくりによる6次産業学習
農業、商業を共に学び、デジタルものづくりの実習や地域課題研究（学校設定科目）等によって、創造的な産業振興を推進

連携：(株)ASほくでん、高知開成専門学校システム開発科、(特非)みんなのコード

【実習イメージ】



(プログラミング)



(デジタルものづくり)



(地域課題研究)

地域への活用を視野に、データサイエンス、産業振興等に活用できるデジタルラボの整備



デジタル人材育成に資する高度なデジタル技術（設備・機器・アプリケーション）を生徒自身が活用できる実習環境を整備

整備案

高度なデータ処理のできるハイスペックPC、ゲーミングPC、3Dプリンター、レーザー加工機、UVプリンター、ドローン・VR、デジタルファブリケーション機器、大型モニター等及び対応アプリケーション・資材・造作



生徒向け講習・教員向け研修の充実



外部講師及びDXコーディネーター、ICT支援員による講習、研修を充実し、生徒の学びを深める。

- ・データサイエンスに基づく課題発見力の育成や解決
- ・デジタル機器の操作の習得と様々な学習への活用方法の研究

育成する生徒像・取組による効果



起業精神を身に付け、社会貢献するための技能、DX化する社会に自らの能力を生かす態度、協働できる勇気を身に付け、探究的活動に主体的に取り組み、社会に貢献する人材となる生徒を育成する。

・数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目・総合的な探究の時間(地域課題研究) : 100%

・大学理系学部進学率：目標値20% ※令和10年度
・文理横断型及び6次産業推進カリキュラムの受講率70%

1. 高校教育の充実について

(3) 無償化に関する動き

2. 公立高校(専門高校を含む)などへの支援の拡充を含む教育の質の確保

- 高校無償化の大幅拡充が、どのように高校教育の質の向上や子供たちの学びの充実につながるのか、スクール・ミッションやスクール・ポリシー等を踏まえた学校評価等の活用によるPDCAの徹底や、学校選択や生徒・保護者の学校理解促進のため一定の要件・基準による積極的な情報公開の促進を図るなど、高校教育の質を確保させる仕組みづくりの検討が必要。
- また、子供たちの学びの質や機会を保証するためには、公立高校への地理的アクセスの確保と人口減少社会に対応した規模の適正化が必要であり、これらの保証に重要な役割を担う公立高校の振興が重要であることから、国が示す高校教育改革に関する基本方針(高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称))を踏まえ、都道府県が作成する計画(高校教育改革実行計画(仮称))に基づく高校教育改革やそれに伴う施設の老朽化対策等の教育環境の整備を計画的かつ円滑に実施できるように交付金等の新たな財政支援により支援する仕組みづくりが必要。このほか、指導体制の充実の検討も必要。
- その際、卒業生の進路、学びの成果の確認、学校関係者の評価(高校生の声を聞くことを含む)等による明確なKPIを設定することにより評価・改善のサイクルを徹底するとともに、公私間の学校数・生徒数やその割合・平均授業料等が、特に都市部と地方部の間において大きく異なることなど地域の実情を踏まえる必要。

3. 多様な教育機会の実現(高校間での単位互換を含む)

- 高校無償化の大幅拡充が、幅広く柔軟な教育を実施しなければならない多様な高校教育の振興にどのように資するのか整理が必要。(※上記2.の論点と関連)
- これからの高校には地域社会や産業界のニーズに応えつつ、生徒の進路希望や関心等を踏まえた多様な教育を行い、地方創生や経済成長に貢献できる人材を育成することが求められていることを踏まえると、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化(高専・大学等との職業教育の役割分担の整理を含む)、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図るための支援が必要。
- 高校間での単位互換については、学校間連携等の取組を充実させるとともに、高校生に対して多様で質の高い教育機会を提供し、高校生が主体的な学びを選択できるようにするため、学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行などに向けて、各学校の教育目標・方針や過疎地等の地域の状況、大学との相違を考慮しつつ、学校現場・自治体の意見を十分に聞きながら、具体的な方策について検討することが必要。

8. 公立と私立の関係

- 「私学シフト」を懸念する声があることを踏まえ、「専門高校をはじめとする公立高校離れ」、「地方公立高校の衰退」への対応方策として、高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称)を踏まえた、都道府県毎の高校教育改革実行計画(仮称)作成の仕組みづくりの早急な検討が必要。その際、専門学科ごとの公私比率の違い等の地域の状況を踏まえた検討が必要。
- また、広域通信制高校の取扱いも含め、私立高校の定員管理、授業料をはじめとする学校納付金等の適正性を担保する仕組みの在り方について整理が必要。
- 過大な収容定員を設定したり、教育内容に課題が見られたりする広域通信制高校の管理・運営の適正化や教育の質の確保・向上を図るため、定時制教育及び通信教育振興法の改正も視野に、情報公開の徹底や点検調査の強化、運営主体の学校法人化支援など実効性のある対応が必要。
- 教育の質を高めるには全ての学校に質向上の余地が公平に存在し、選ぶ側が学校の質を合理的に判断できることが必要だが、私立に比べ、公立は教員配置や設備投資などで自由度が低いとの指摘。(※上記2. 3. の論点と関連)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（3）公教育の再生・研究活動の活性化

（質の高い公教育の再生）

多様な子どもたちの特性や少子化の急速な進展など地域の実情を踏まえ、より質の高い、深い学びを実現すると同時に、一人一人の可能性が輝く柔軟な教育課程を編成できるよう、学習指導要領の改訂を進めるとともに、**高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図る**など、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す。**いわゆる高校無償化、給食無償化及び0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論^[249]に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。**

（中略）

我が国の発展を支える専門人材育成のため、**産業界等からの人材派遣^[255]等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築を推進する。**

（後略）

^[249]「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7年2月25日）、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）、「給食無償化」に関する課題の整理について」（令和6年12月27日文科科学省）等。

^[255]教師等の人材が不足している分野における人材派遣の仕組みの構築を含む。

VI. 人への投資・多様な人材の活躍推進

3. 産業人材育成プラン

②各教育段階における産業人材の育成に向けた教育プログラムの充実 （前略）

社会や産業に真に裨益（ひえき）する人材育成を強化するため、都道府県が地域の実情に応じて高校教育改革を展開できるよう、国が基本的な方針を示し、都道府県が自ら作成する実行計画に基づく改革を支援する仕組みづくりを進め、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図る。また、その実効性が高まるよう、高校・大学・大学院改革を一気通貫で推進する。特に専門高校については、学校運営協議会等を活用し、地域の人材育成ニーズを把握しつつ、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校の運営モデルの開発・普及や、専門高校を拠点とした地方創生支援・地域人材の育成を進める。

（後略）

地方創生 2.0 基本構想（抜粋）

（令和7年6月13日 閣議決定）

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成

i. 学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり

（前略）

また、**過疎・離島地域を含む公立高校などへの支援の拡充**を図る。特に、**専門高校**においては、**立地する基礎自治体や産業界等と連携した地域人材育成の取組（寮機能を含む交流拠点の整備を含む。）**や、**産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）**等の伴走支援による**実践的な専門高校運営モデルの構築等**を進める。

（後略）

（参考）地方創生 2.0 基本構想施策集

第1章 政策の5本柱

1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

(23) 学校と地域が連携した教育、人づくりの推進

（前略）

過疎・離島地域を含む公立高校などへの支援の拡充や、学校の通信ネットワークの改善に取り組む。

（後略）

(28) 専門高校を拠点とした地方創生支援・地域人材の育成（高校の特色化・魅力化を含む）

専門高校を拠点とした地方創生の取組を進めるため、立地する基礎自治体や産業界等と連携した地域人材育成の取組（寮機能を含む、交流拠点の整備等を含む。）への支援や、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築などの専門高校の機能強化・高度化、産業教育に係る教育環境の整備、専門高校の魅力発信に関する取組の強化を行う。また、専門高校を含む高等学校において、地域におけるデジタル人材育成の強化に取り組む。

背景

- 「自由民主党、公明党、日本維新の会の合意」(令和7年2月25日)において、
いわゆる高校無償化に関する論点等として、公立高校(農業高校、水産高校、工業高校、商業高校等の専門高校を含む)などへの支援の拡充を含む教育の質の確保、多様な人材育成の実現といった論点について、十分な検討を行うこととされている。
- 「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」(令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム)において、
・公立高校(専門高校を含む)などへの支援の拡充を含む教育の質の確保として、国が示す高校教育改革に関する基本方針(高校教育改革に関するグランドデザイン(仮称))を踏まえ、都道府県が作成する計画(高校教育改革実行計画(仮称))に基づく高校教育改革やそれに伴う施設の老朽化対策等の教育環境の整備を計画的かつ円滑に実施できるように交付金等の新たな財政支援により支援する仕組みづくりが必要
・多様な教育機会の実現として、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やDX・AI・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、産業界の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化(高専・大学等との職業教育の役割分担の整理を含む)、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図るための支援が必要とされている。
- 経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)**においても、
「高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図る」「いわゆる高校無償化…については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する」「DXハイスクール事業の継続的な実施等による探究的・文理横断的・実践的な学びの推進」等とされている。

高等学校教育の質の向上等に向け、高等学校教育改革等への国の支援の強化、産業界等の伴走支援による専門高校の機能強化・高度化、DX・AI等の人材育成、グローバル人材の育成等を実施する。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)(抄)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(3) 公教育の再生・研究活動の活性化

(質の高い公教育の再生)

(略) 高校教育改革等への国の支援の抜本強化を図るなど、質の高い公教育の再生を通じて我が国の学校教育の更なる高みを目指す。いわゆる高校無償化(略)については、これまで積み重ねてきた各般の議論249に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。

249「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」(令和7年2月25日)、「三党合意に基づくいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」(令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム)、「給食無償化」に関する課題の整理について(令和6年12月27日文部科学省)等。

(担当: 初等中等教育局参事官(高等学校担当) 付)

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

- 高等学校等就学支援金の支給や、都道府県が行う事業に対して国が補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

自由民主党、公明党、日本維新の会 合意（令和7年2月25日）

① いわゆる高校無償化

- ・「骨太方針2025」の策定までに大枠を示した上で、令和8年度予算編成過程において成案を得て、実現する。
- ・令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げる。低所得層への高校生等奨学給付金の拡充や公立高校などへの支援の拡充を行う。

経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）（令和7年6月13日閣議決定）

（質の高い公教育の再生）

いわゆる高校無償化、（略）については、これまで積み重ねてきた各般の議論^[249]に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する。

^[249]「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7年2月25日）、「三党合意に基づきいわゆる高校無償化に関する論点の大枠整理」（令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会 無償化を含む、多様で質の高い教育の在り方に関する検討チーム）、「給食無償化」に関する課題の整理について」（令和6年12月27日文部科学省）等。

（参考）令和7年度

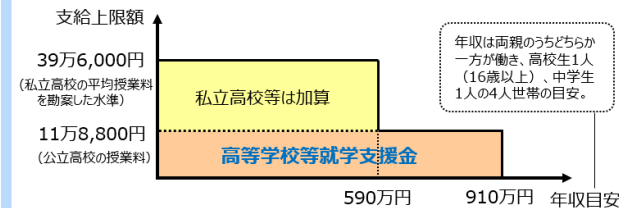
● 高校生等への授業料の支援【高等学校等就学支援金等】

407,423百万円（408,963百万円）

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（法律により、全額が国が負担。また、支援金は設置者が代理受領）

<対象学校種>

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校



- ※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円
- ※ 国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円
- ※ 家計急変世帯への支援あり

● 高校生等への授業料の支援（高校生等臨時支援）

【高等学校等修学支援事業費補助金】

※都道府県事業等に対する補助

104,715百万円（新規）

◆ 高校生等臨時支援（補助率10/10）

- ・高等学校等就学支援金制度で所得制限を受けている年収約910万円以上世帯の高校生等を対象に、国公私立共通の基準額である上限11.88万円/年を授業料相当の教育費として支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助する。

※国会の予算修正により新規事業を創設

● 高校生等への授業料以外の教育費の支援【高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）】

15,230百万円（14,742百万円）

- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯（家計急変世帯を含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費の一部を補助（補助率1/3）

- ◆ 令和7年度予算：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額 → 国公立通じて全日制等の第1子と第2子以降の給付額同額を実現

<対象学校種>

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）

※国公立における第1子と第2子以降の給付額については、国会の予算修正によって同額を実現

【令和7年度予算 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯	122,100円	142,600円
	→143,700円 (+21,600円)	→152,000円 (+9,400円)
	143,700円	152,000円
全日制等（第1子）	143,700円	152,000円
全日制等（第2子以降※）	143,700円	152,000円
通信制	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

● 高校等専攻科生徒、高校等で学び直す者への授業料支援等

【高等学校等修学支援事業費補助金】

※都道府県事業等に対する補助

1,112百万円（709百万円）

- ◆ 高校等で学び直す者に対する修学支援（補助率10/10）
- ◆ 海外の日本人高校生への支援（補助率10/10）
- ◆ 高校等専攻科の生徒への修学支援（補助率：授業料：1/2 授業料以外の教育費：1/3）
- ・多子世帯の授業料に対する支援を所得制限なしで拡充し、授業料以外の教育費の支援対象を年収約600万円未満世帯へ拡充

※国会の予算修正により増額

2. 広域通信制高校における教育の質の確保や 管理運営の適正化を徹底するための課題の整理について

高等学校通信制課程の概要（通信教育の方法）

- **高等学校通信制課程は、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施している。**また、これらに加えて**多様なメディアを利用した指導**を行うことができる。
- 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの特長を生かして、勤労青年のみならず、スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供している。**

通信教育の方法

面接指導 (スクーリング)

教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて、個々の生徒のもつ学習上の課題を考慮した個人差に応ずる指導を実施

添削指導

生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送することにより指導を実施

試験

添削指導・面接指導等による指導を踏まえ、個々の生徒の学習状況等を評価



多様なメディアを利用した指導

ラジオ・テレビ放送やインターネット等を利用して学習し、報告課題の作成等を通じて指導を実施

教育課程の特例 (※ 高等学校学習指導要領第1章第2款5)

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる）。

1 単位当たりの添削指導及び面接指導の回数

各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

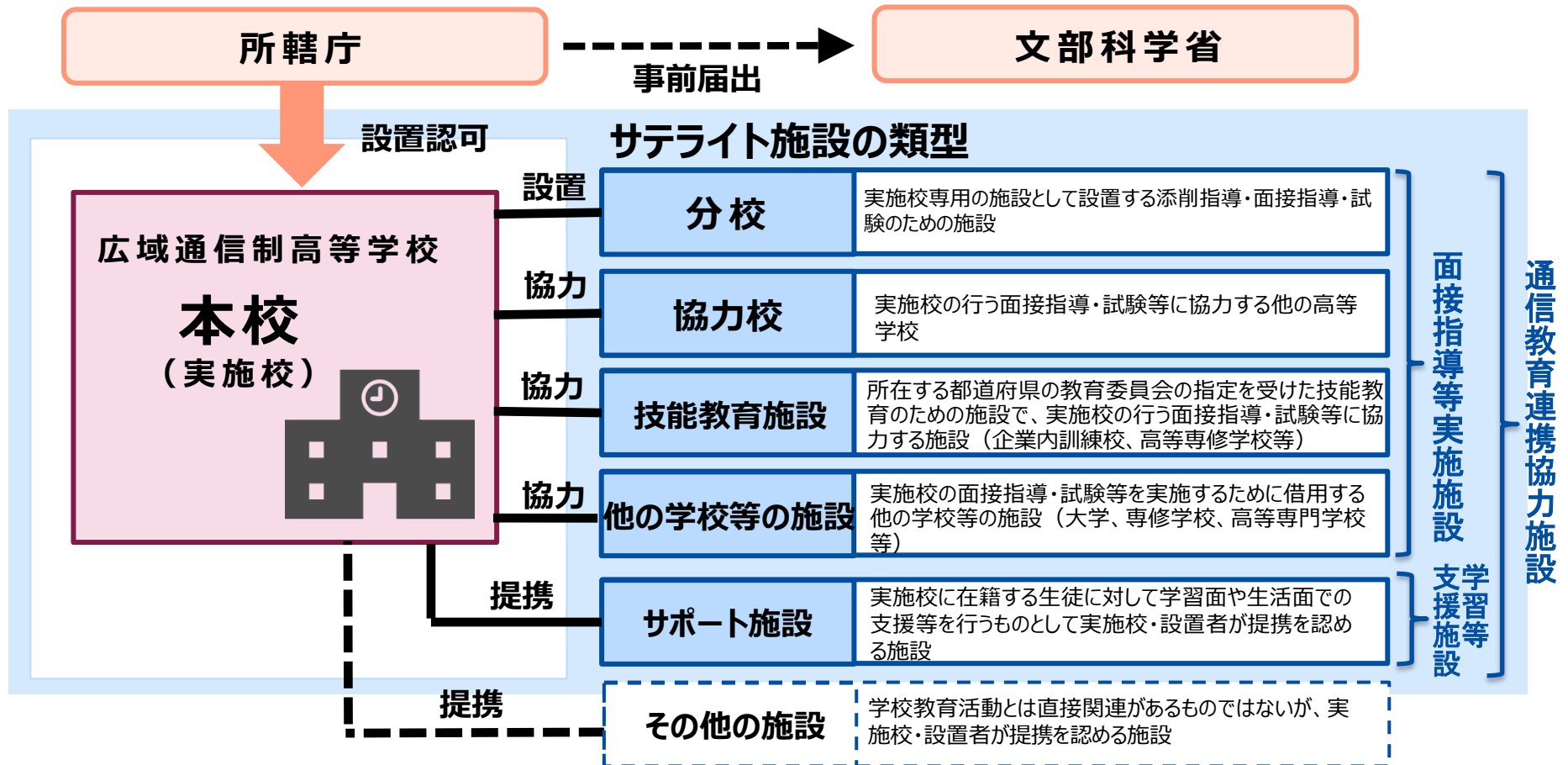
(※) 学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

(※) 特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

(※) 卒業に必要な単位数は、74単位以上。

広域通信制高等学校のサテライト施設の類型

- 通信制高等学校のうち、3以上の都道府県で生徒募集を行い、通信教育を実施する学校を**広域通信制高等学校**という。広域通信制高等学校の設置等を認可する場合には、所轄庁はあらかじめ文部科学省へ届出を行うこととなる。
- **広域通信制高等学校は所轄の都道府県の区域を越えて教育活動等を行い**、その本校（実施校）とは別に、面接指導や添削指導のサポート等を実施するための**サテライト施設を広範に展開する学校も多く存在している**。



広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった不適切な事案（概要）

- 平成27年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動等が明らかとなった状況を受けて、所轄庁と共同で広域通信制高等学校に対する実地での立ち入り調査（点検調査）を実施（これまで63校に対して実施（令和7年4月1日時点））。点検調査を通じて、例えば以下のような指摘がなされている。

点検調査で確認された不適切な教育活動等（例）

- ・ 学習指導要領で定める面接指導の回数が不足していた事案
- ・ 添削指導や面接指導の内容が高等学校教育にふさわしくないものだった事案
- ・ 相当する教員免許を有していない者が添削指導や面接指導を行っていた事案
- ・ 面接指導において生徒の出欠を確認しないままに単位認定を行っていた事案
- ・ 面接指導を対面ではなくオンラインのみで行っていた事案
- ・ 本校及び面接指導等実施施設以外の施設で面接指導や試験が実施されていた事案
- ・ 学則に定める収容定員に対して在籍生徒数が超過していた事案
- ・ 提携するサポート施設をあたかも高校のように表現し、生徒・保護者に誤解を与えていた事案
- ・ 所轄庁の認可を受けていない施設があたかも認可され設置されたように宣伝されていた事例

通信制課程に関する制度の主な変遷と文部科学省の取組

昭和23年	・ 高等学校は、通信による教育を行うことができる旨規定
昭和28年	・ <u>定通振興法制定</u>
昭和36年	・ <u>通信制課程の制度化</u> ・ <u>通信制独立校、広域通信制高校の制度化</u> （ <u>広域通信制高校については文部大臣承認制を採用</u> ）
昭和37年	・ 高等学校通信教育規程の全部改正 ※現行の省令へと改正
昭和45年	・ 広域通信制課程について、文部大臣による承認制を一部の政令事項（学校／課程の設置廃止等）に限定
昭和58年	・ <u>広域通信制課程の設置廃止等について文部大臣の「承認制」から「届出制」へ改正</u>
平成15年	・ 構造改革特区法の改正による <u>株式会社立学校の制度化</u>
平成27年	・ ウィッツ青山学園高等学校による高等学校等就学支援金の不正受給事案の発覚
平成28年	・ 「 <u>高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン</u> 」の策定
平成29年	・ 広域通信制高校に対する国と所轄庁による共同での <u>点検調査の開始</u>
令和3年	・ 「 <u>通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 審議まとめ</u> 」 ・ <u>学校教育法施行規則の改正、高等学校通信教育規程の改正</u> 【通信教育実施計画の策定・明示、サテライト施設ごとの定員の設定、教育水準の確保のために実施校と同程度の教育環境が備えられるよう規定を追加、教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の公表を義務化】（令和4年4月1日施行）
令和4年	・ 「 <u>令和の日本型学校教育</u> 」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議 審議まとめ」 ・ <u>高等学校通信教育規程の改正</u> 【 <u>少なくとも生徒数80人当たり教諭等が1名以上必要と規定、通信制課程の規模の下限規定撤廃</u> 】（令和5年4月1日施行） ・ <u>所轄庁向けの広域通信制高校のサテライト施設の最新情報や指導監督のためのノウハウの共有、データの共有を行うための都道府県間プラットフォームの構築を予算事業にて実施</u>
令和5年	・ <u>通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）の策定</u>
令和7年	・ <u>私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果の公表</u> ・ <u>通信制高等学校に関する実態調査</u> （調査中）

背景・目的

ウィッツ青山学園高等学校における違法・不適切な学校運営等を踏まえ、協力者会議における検討を経て、高等学校通信教育の質の確保・向上を図るため、通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）における**主体的な学校運営改善のための取り組みや、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として策定したもの**

主な内容

1. 学校の管理運営に関する事項

①教職員の配置等

- ・添削指導等は教員免許状を有している教員により行うよう、教員配置を行うとともに、多様な生徒の事情に寄り添ったきめ細やかな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ること。具体的には、教諭等の人数は、5又は生徒数を80で除して得た数のいずれか大きい方の数以上とすること。ただし、この教諭等の数の基準は最低基準であり、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍する学校においては、適宜体制を見直すこと
- ・その他、SC、SSW等の配置等、支援の充実に努めること

②施設及び設備の整備等

- ・実施校は面接指導に必要な実験・実習施設や運動場等を確保すること

③通信教育連携協力施設の設置等

- ・面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とし、実施校の身分を有する教職員が面接指導や成績評価等を行うこと
- ・面接指導等実施施設の編成等は、施設の種類、連携協力の内容、定員等を勘案して、通信教育規程の基準に照らすこと
- ・学習等支援施設の施設等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならないこと

④通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等

- ・添削指導等は実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させないこと
- ・実施校と通信教育連携協力施設の業務が渾然一体とならないよう適切な措置を講じること
- ・生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明すること

⑤学校評価

- ・通信教育連携協力施設についても自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること
- ・第三者評価の積極的な活用を検討すること

⑥情報公開

- ・実施校は教育を行う区域等の情報を公表すること

⑦その他

- ・高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行すること
- ・収容定員は、教職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえて適切に定めるべきであり、これらに見合わない過大な収容定員を設定するべきではないこと
- ・学校保健計画、学校安全計画、危機等発生時対処要領など、法令で作成することが義務付けられている計画を作成すること

2. 教育課程等に関する事項

①教育課程及びそれに基づく指導と評価

- ・学習指導要領等の教育課程に関する法令に従い、適切な教育課程を編成すること
- ・各教科・科目等について、通信教育実施計画及び指導計画を作成すること
- ・通信制課程においても、全日制・定時制と同等の学習が求められていることを踏まえて、面接指導・添削課題等の学習時間や内容について、学習指導要領に定める目標を達成するものとなるよう、適切に設計の上、指導を行うこと

②添削指導及びその評価

- ・添削指導の回数を十分確保すること
- ・択一式や短答式の問題が大勢を占めるような課題は不適切であり、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。また、正誤のみの記載ではなく、生徒の学習状況に応じた解説・自学自習に必要なアドバイス等を付すこと

③面接指導及びその評価

- ・各教科・科目の面接指導の単位時間数を十分確保すること。その際、複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導することは不適切であること
- ・一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、計画的、体系的に指導すること
- ・正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）は、面接指導と区別されるものであり、面接指導は指導要領等に基づき実施すること。実施校は生徒の履修状況を把握すること

④多様なメディアを利用した学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免

- ・多様なメディアの利用形態は、オンデマンド型のみならず、少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられること
- ・報告課題の作成等により、その成果が満足できるものであるかを確認すること
- ・面接指導時間を10分の8まで大幅に減免できるのは、生徒の実態等を考慮して特に必要のある場合（自宅療養、登校困難、仕事・海外生活、教育効果の確保可能等）であり、極めて例外的な取扱いであること
- ・メディア学習は計画的かつ継続的に取り入れなければならないこと等

⑤試験及びその評価

- ・実施校の教職員の監督下で適切に実施すること
- ・試験問題が毎年同じもの又は添削課題と全く同じものとするなどの不適切な試験が実施されないよう留意するとともに、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

⑥学校設定教科・科目、総合的な学習の時間の実施

- ・年間指導計画に基づき、教員が指導要領等に則り適切に実施し、教育水準の確保等に十分配慮すること

⑦その他

- ・在籍しながら履修しない等の生徒への適切な指導・支援、特別支援教育コーディネーターの指名、スクールカウンセラーの配置など、きめ細かな支援に努めること

（情報の公表）

第十四条 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。

- 一 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関する事。
- 二 通信教育を行う区域に関する事。
- 三 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関する事。
- 四 教員及び職員の数その他教職員組織に関する事。
- 五 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。
- 六 通信教育実施計画に関する事。
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関する事。
- 八 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事。
- 九 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事。

2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

高等学校通信教育規程の一部改正について（教諭の数に係る規定の変遷）

経緯

- 平成16年には、**高校設置基準の改正において、高校の実情に合わせて、当該高校の教育課程を実施する上で必要となる適切な教諭数を設置者の判断により配置することが可能とされたことを踏まえ、高校の課程間における教員の配置に関する考え方について整合性を図るとともに、通信制高校においても、現行規定の配置数の下限である5人を維持しつつ、専任の取扱いを削除し、高校の実情に合わせて、当該高校の教育課程を実施する上で必要となる適切な教諭数を認可権者・設置者の判断により配置することが可能となるよう、規定を改めた。**

※上記高校設置基準の改正経緯の一つとして、構造改革特別区域における要望の中で、設置基準の弾力的な運用及び緩和措置が求められており、平成15年度中に地域の実態に即した弾力的な運用が可能となるよう見直しを行うこととしていることが挙げられる。

- 令和5年には、令和4年8月に取りまとめられた通信制高校の在り方に関する調査研究協力者会議「審議まとめ」において、「教師が面接指導や添削指導の実施・評価や試験の採点・評価、専門家等と連携した生徒指導などを**生徒一人一人の状況に応じてきめ細かく行う必要があることを踏まえれば、差し当たり、少なくとも生徒数80人当たり教諭等が1名以上必要であることを基準として設定していくべきである。**」とされたことを受け、規定を改めた。

S37.9.1 施行

（教諭等及び事務職員の数）

第五条 実施校において通信教育を担当する専任の教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者に限る。）（以下「教員」という。）の数は、次の各号に掲げる数を基準とする。

- 一 通信制の課程の生徒の数（以下「生徒数」という。）が三百人から千二百人までの場合は、**五人に、生徒数が三百人をこえて百人までを増すごとに一人を加えた数**
- 二 生徒数が千二百一人から五千人までの場合は、**十四人に、生徒数が千二百人をこえて百五十人までを増すごとに一人を加えた数**
- 三 生徒数が五千一人以上の場合は、**四十人に、生徒数の増加に応じ、相当数を加えた数**

H16.4.1 施行

（教諭の数等）

第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、**五人以上**とし、かつ、教育上支障がないものとする。

- 2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。
- 3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

R5.4.1 施行

（教諭の数等）

第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、**五又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上**とし、かつ、教育上支障がないものとする。

- 2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。
- 3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

背景・目的

- ▶ 令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）等を踏まえ、**高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示すため策定**したもの。所轄庁において基準を策定する際は、本標準例に記載されていない事項も含めて適切に定めることが必要。
- ▶ 所轄庁は、認可後においても、関係法令や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定。令和5年2月一部改訂。）等を踏まえて、実施校・通信教育連携協力施設の実態把握・指導監督を適切に行うことが必要。

主な内容（以下のうち※の記載は通知の際の留意事項）

[1] 立地条件等に関すること

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

[2] 名称に関すること

- 1 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同じ又は紛らわしいものでないこと。
- 2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

[3] 規模に関すること

- 1 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意している指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
- 3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

[4] 通信教育を行う区域に関すること

- 1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
- 2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。
※実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様に、当該都道府県の意向を考慮すべきである。

[5] 教職員組織に関すること

- 1 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。 ※学校では教育をつかさどる職員として教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られるものであること、また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであることに十分留意する必要がある。
- 2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

[6] 施設及び設備に関すること

- 1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
- 2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

[7] 通信教育連携協力施設に関すること

- 3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- 4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- 6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。
※認可時だけでなく、当該通信教育連携協力施設を設けた後も、引き続き当該基準を参酌し、適切な維持管理に努めるべきである。
- 9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- 11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

[8] 通信教育の方法等に関すること

- 1 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。
- 2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。
 - (1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
 - (2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。
 - (3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
 - (4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。
 - (5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

[9] その他

- 1 実施校は、いじめ防止対策推進法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
- 2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果について（概要）

背景・目的

- 文部科学省では、令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）等を踏まえ、高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示す「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）」（以下「標準例」という。）を令和5年11月に策定した。
- 近年、私立広域通信制高等学校が大幅に増加していることから、各所轄庁における私立広域通信制高等学校の設置認可等に関して状況を把握するため、下記のとおり調査を実施した。（調査対象：61自治体（47都道府県、14市町村））

調査結果

1. 私立広域通信制高等学校の認可状況

- 収容定員数について、令和2年から令和6年にかけて、61自治体のうち、**28自治体で増加、4自治体で減少、14自治体で増減なし**となった。
- 在籍生徒数について、令和2年から令和6年にかけて、61自治体のうち、**41自治体で増加、4自治体で減少、1自治体で増減なし**となった。
- 定員の充足率（在籍生徒数÷収容定員数×100）について、令和6年において、61自治体のうち、**50%にすら満たない自治体は13自治体、在籍生徒数が収容定員数を超過している自治体は1自治体**となった。（なお、充足率が50%を満たせばよいというものではない。）

※61自治体の中には、私立広域通信制高等学校の設置のない自治体も含む。

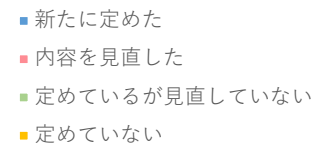
2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

- 各自治体において私立広域通信制高等学校の設置認可や学則変更の認可をする際、標準例に記載の各項目を確認しているかについて、「**確認していない**」との回答が**10自治体以上あった項目**は、以下のとおりであった。（なお、調査の対象は、61自治体のうち、過去認可実績等のない16自治体を除く45自治体とする。）

- ・ 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、**当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮**しなければならないこと。（11自治体）
- ・ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、**実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導**すること。（12自治体）
- ・ 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、**文章で解答する記述式を一定量取り入れる**こと。（15自治体）
- ・ 通信教育を行うに当たっては、**試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保**して行うこと。（10自治体）
- ・ 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する**情報の公表**を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における**教育の方法・内容、授業料・入学金等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示**すること。（11自治体）

3. 自治体独自の認可基準

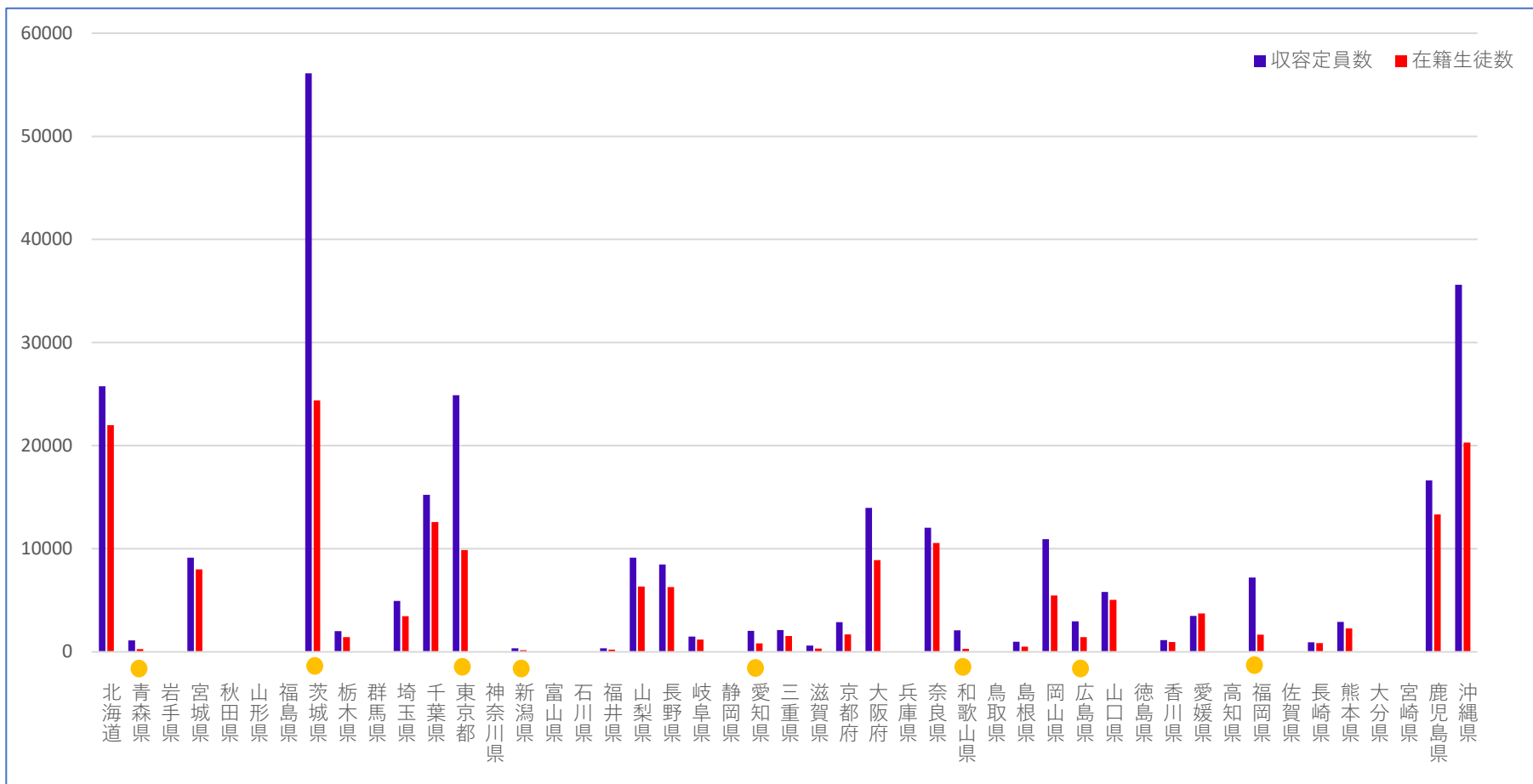
- 61自治体のうち、標準例の策定以降に、自治体における独自の認可基準を新たに定めた自治体は6自治体、内容を見直した自治体は14自治体、定めているが見直していない自治体は18自治体、**定めていない自治体は23自治体**であった。



私立広域通信制高等学校の認可状況

都道府県別私立広域通信制高等学校の令和6年収容定員数と在籍生徒数（学校法人立）

○ 令和6年において、47自治体のうち、定員の充足率（在籍生徒数÷収容定員数×100）が50%にすら満たない自治体は8自治体であった。16自治体においては、私立広域通信制高等学校の設置がなかった。（なお、充足率が50%を満たせばよいというものではない。）



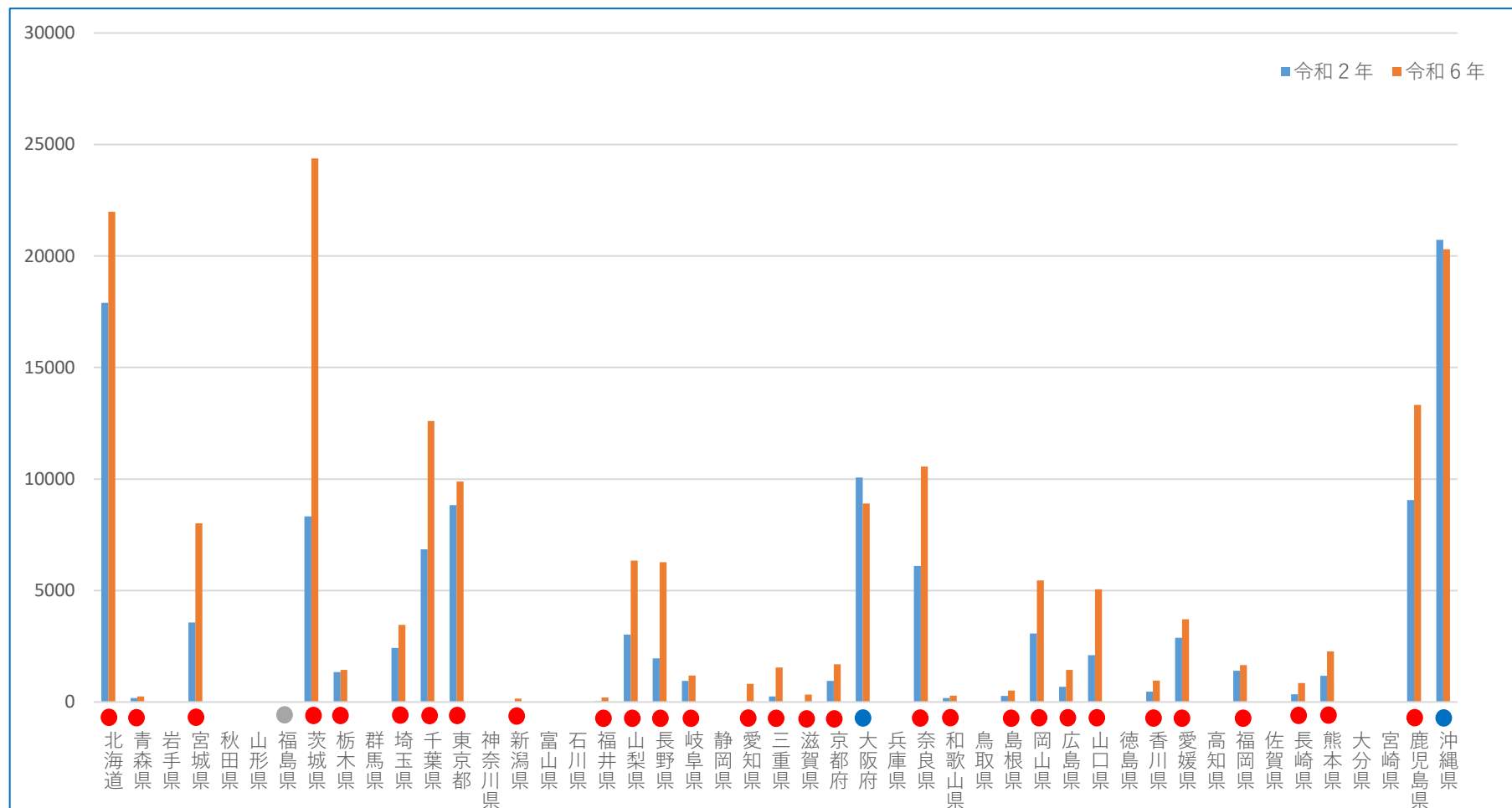
※ ● は定員の充足率（在籍生徒数÷収容定員数×100）が50%にすら満たない自治体を示している。

令和6年5月1日現在

私立広域通信制高等学校の認可状況

都道府県別私立広域通信制高等学校の在籍生徒数の推移（学校法人立）

○ 令和2年から令和6年にかけて、47自治体のうち、29自治体で在籍生徒数が増加、2自治体で減少、1自治体※で増減なしとなった。なお、15自治体においては、私立広域通信制高等学校の設置がなかった。



※ ●は増加、●は減少、●は増減なし、印がない自治体は私立広域通信制高等学校の設置がないことを示している。

令和2年5月1日及び令和6年5月1日現在

※ 私立広域通信制高等学校が、令和2年5月1日時点では設置されていたが、平成30年に生徒募集を停止しており、その後、当該課程が廃止となった。

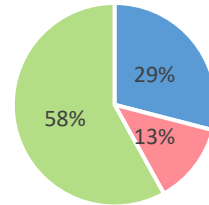
私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果について（概要）

4. 高等学校入学者選抜の日程

○ 私立広域通信制高等学校123校（休校中及び募集停止中の2校を除く）のうち、実施校における高等学校入学者選抜を、実施校が所在する都道府県において定める時期に行っている学校は36校、**実施校が所在する都道府県において定める時期に行っていない学校は16校**、実施校が所在する都道府県において基準となる日程を定めていない学校は71校であった。

実施校

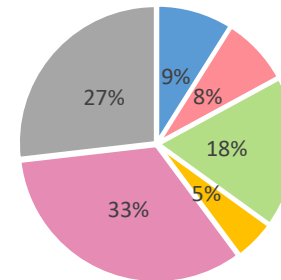
- 実施校が所在する都道府県において定める時期に行っている
- 実施校が所在する都道府県において定める時期に行っていない
- 実施校が所在する都道府県において基準となる日程を定めていない



○ 私立広域通信制高等学校123校（休校中及び募集停止中の2校を除く）のうち、その面接指導等実施施設における高等学校入学者選抜について、全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている学校は11校、**一部の施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている（行っていない）学校は10校**、**全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っていない学校は22校**、当該施設が所在する全ての都道府県において基準となる日程を定めていない学校は6校、全ての面接指導等実施施設において独自の入学者選抜を行っていない学校は41校、面接指導等実施施設を設置していない学校は33校であった。

面接指導等実施施設

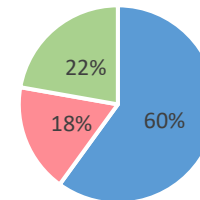
- 全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている
- 一部の施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている（行っていない）
- 全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っていない
- 当該施設が所在する全ての都道府県において基準となる日程を定めていない
- 全ての面接指導等実施施設において独自の入学者選抜を行っていない
- 面接指導等実施施設を設置していない



5. 通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数

○ 61自治体のうち、所轄する私立広域通信制高等学校における通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数について、毎年把握している自治体は27自治体、**把握していない自治体は8自治体**、その他の自治体は10自治体であった。なお、16自治体については、私立広域通信制高等学校の設置がなかった。

- 毎年把握している
- 把握していない
- その他



私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果を踏まえた対応について

一元的な情報集約に係る通信制高校プラットフォームの構築

- ・ 通信制高校や通信教育連携協力施設における**定員と実員、教育内容、生徒への支援の内容、入学・退学・卒業等に関すること、進路状況**などを一元的に集約し、HP上で一覧化するための仕組みを構築（本年中を目途）。自動的に最新の情報を得られるよう、**各校が随時更新**する。
- ・ 点検調査での**指摘事項を検索できる機能を搭載**し、所轄庁が通信制高校を**指導・監督する際に活用できる仕組み**を構築。

点検調査を通じたアウトリーチ型支援

■ 点検調査の充実

- ・ 所轄庁による点検調査に、**有識者及び文部科学省が同行**し、各校の学校運営や教育活動が適正に行われているかを詳細に確認し**指導を実施**。
- ・ 所轄庁による通信制高校への**指導・監督の実態を分析**し、適切な学校運営や教育活動につながるよう、**所轄庁間の情報共有や連携協力体制の構築**を含め、所轄庁による**点検調査のより良い在り方**について研究。

■ アドバイザー派遣

- ・ 所轄庁の要望に応じて**有識者アドバイザーを派遣しアウトリーチ型の支援**を実施。
- ・ アドバイザー派遣を通じて、**所轄庁におけるアドバイザーの育成**を支援。

通信制高校の学び充実支援、研修会の開催

- ・ **社会的自立に必要な資質・能力**が身に付けられるよう、**卒業後の進路を見据えた支援**を行うとともに、**個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実**を通じた主体的・対話的で深い学びの実現を目指す調査研究を実施。
- ・ **法令やガイドラインの解説、通信制高校における課題や改善指導等**を内容とした所轄庁対象の**研修会を開催**。

更なる質確保方策の検討

- ・ いわゆる高校無償化に係る**3党合意**において、「**教育の質の確保**」も論点の一つとされ、引き続き、3党の枠組みで合意内容の実現に取り組まれるところ。その状況も踏まえつつ、**通信制高校の質の確保・向上に必要な取組**を検討していく。

3. 中高の円滑な接続に資する高校入学者選抜の在り方について

1. 学力検査の現状

「高等学校の入学者選抜について」（平成5年2月22日付け文部事務次官通知）（抜粋）

1 公立高等学校の入学者選抜の改善について

（4）学力検査の在り方について

- ア 学力検査の問題作成については、中学校の教育課程の趣旨に即し、知識の量や程度を問う出題に偏ることなく、例えば論述式の解答を求める出題や思考力・分析力を問う出題を増やすなど、中学校の新しい教育課程で重視されるべき能力が適切に反映されるよう一層の工夫改善を図ること。
- イ 学力検査の実施教科については、生徒の個性に応じた学校選択や各学校・学科等の特色に応じた選抜を可能とし、さらに、中学校における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、各学校・学科等ごとに工夫を行うことが望ましいこと。

このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、実施教科数を増減したり、教科によって配点の比重を変えたり、学校ごとに学力検査問題を一部作成して付加したり、教育委員会が多くの問題を作成し各学校がそこから選択して出題したり、生徒が教科を選択したりすることなどが考えられること。

1. 学力検査の現状

「高等学校の入学者選抜の改善について」

(平成9年11月28日付け文部省初等中等教育局長通知) (抜粋)

2 高等学校の入学者選抜の改善等のための今後の取組について

(1) 入学者選抜の改善について

- ア 第二次答申においては、学力検査について、「1点の差を争わせるのではなく、一定以上の点数が取れば足りる」という基本的な考え方に立って取り扱うことが望まれる、「生徒の多様な能力・適性、意欲、努力の成果や活動経験などを様々な観点から評価していく場合、1点差刻みで合否を決することに意義を見出すことはできない」、「各高等学校において自校の教育を受けるのに相当と考える水準に達していれば、ある程度の幅を持って合格とする」などの指摘がなされている。これらの指摘を踏まえ、具体的には、学力検査において一定以上の点数を得ていけば、他の資料によって選抜を行っていくという方法等が広く進められるべきであること。
- イ 学力検査の問題については、単に知識の量を問うような問題はできるだけ避け、思考力や分析力などを問う問題の出題を一層工夫すること。また、教科の枠にとらわれない総合問題についても研究を進めていくことが望まれること。

高校入試では、事実的知識の記憶を問う問題が引き続き出題されるとともに、思考力・判断力・表現力を問う問題も出ている

② 次の年表は、日本の交通に関することがらについてまとめたものです。あとの1～6に答えなさい。

時代	日本の交通に関することがら
平安時代	①平安京と地方を結ぶ道路を通して調・庸が運搬された。
鎌倉時代	鎌倉幕府によって、②鎌倉と京都を結ぶ道路が整備された。
室町時代	馬借とよばれる運送業者が、年貢などの物資を運搬した。
安土桃山時代	③織田信長によって、各地の関所が廃止された。
江戸時代	江戸幕府によって、④五街道が整備された。
明治時代	新橋・横浜間に⑤鉄道が開通した。

1 下線部①に関して、794年に都が平安京とされました。このときの天皇は誰ですか。次のア～エの中から選び、その記号を書きなさい。

ア 天武天皇 イ 聖武天皇 ウ 桓武天皇 エ 後醍醐天皇

(中略)

5 下線部⑤に関して、右の資料Ⅱは、明治時代に整備された鉄道の路線の一部を示しています。資料Ⅱ中の「1884年以降に開通した鉄道の路線」が整備されたことによって、資料Ⅱに示した群馬県の五つの都市から横浜までの区間が鉄道でつながるようになりました。この区間が鉄道でつながるようになったのはなぜだと考えられますか。その主な理由を、資料Ⅱに示した群馬県の五つの都市で当時共通して盛んだった産業と、当時の輸出の特徴とに触れて、簡潔に書きなさい。



- 人物名等の事実的知識に関する記憶を、他の知識とのつながり等の文脈がない中で問う出題は、教科書に記載のある個々の用語を網羅的に取り扱うような授業の在り方を助長する側面がないか。
- こうした単純な記憶への対応も求めつつ、思考力・判断力・表現力を問うことについて、生徒の学習負担の増加などの観点からどのように考えるか。
- これらの視点も踏まえつつ、中学校における授業改善に繋がりつつ、生徒に過度な学習負担を生じさせない高校入試の出題の在り方についてどう考えるか。

特定の年代に対応した人物名の記憶を問う問題

+

明治時代に我が国の産業革命として繊維産業が盛んとなったことを踏まえ、それらを主要な輸出品とすることで近代産業が発展していったという主要な理解を問い、表現させる問題

出典：令和6年度某県高等学校入学学力検査

知識に関する設問であっても、単なる記憶を問うのではなく 概念としての理解を問う問題も考えられる（高校入試）

② 次のA～Eは、それぞれ日本の法に関わることがらについて述べた文です。あとの1～6に答えなさい。

- A 大宝律令が定められ、律令に基づいて政治を行う律令国家となった。
- B 執権北条泰時により、武士の社会の慣習に基づいて、御成敗式目が定められた。
- C 戦国大名によって、領国を支配するために分国法が定められることがあった。
- D 武家諸法度が定められ、幕府に無断で大名家どうしが結婚することなどが禁じられた。
- E 明治政府によって、国の仕組みの整備が進められるなか、大日本帝国憲法が發布された。

基本的な事実に知識については、問題のリード文の中で材料として提供

6 次のa～eのうち、主君が家臣に土地の支配を認めることによって、家臣が主君に従う関係で成り立っていた社会はどれですか。下のA～Eの組み合わせの中から最も適切なものを選び、その記号を書きなさい。

- a 律令国家によって政治が行われていた社会
- b 鎌倉幕府によって政治が行われていた社会
- c 戦国大名によって政治が行われていた社会
- d 江戸幕府によって政治が行われていた社会
- e 明治政府によって政治が行われていた社会

A a・b・c イ b・c・d ウ b・c・e E c・d・e

事実に知識の記憶を問うのではなく、各時代の政治体制に関する本質的な理解を問う

出典：令和5年度某県高等学校入学学力検査

2. 多様な背景を有する生徒の個性や特性を踏まえた入学者選抜

「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について」

(令和7年6月27日付け初等中等教育局長、総合教育政策局長通知) (抜粋)

3. 調査書の活用等における留意事項について

(略) 各実施者の実情により、調査書において出席等に係る日数の記入欄を設ける場合には、出席停止等に伴う当該欄への記載内容によって、特定の入学志願者が不利益を被ることがないよう、御配慮をお願いします。なお、欠席日数欄を設ける場合には、欠席の理由を記載できる欄を設けたり、入学志願者が自ら欠席の理由について申告できる機会を設けたりするとともに、入学志願者が本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由により、中学校等を欠席したと認められる場合、そのことのみをもって合理的な理由なく選抜において不利に取り扱うことがないよう、御配慮をお願いします。

(略)

調査書は、高等学校入学者選抜に用いることのできる資料のひとつであることを十分に踏まえ、今後の調査書の検討に当たっては、入学者選抜の実施に真に必要な事項に見直しを図っていただきますようお願いします。

2. 多様な背景を有する生徒の個性や特性を踏まえた入学者選抜

「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について」

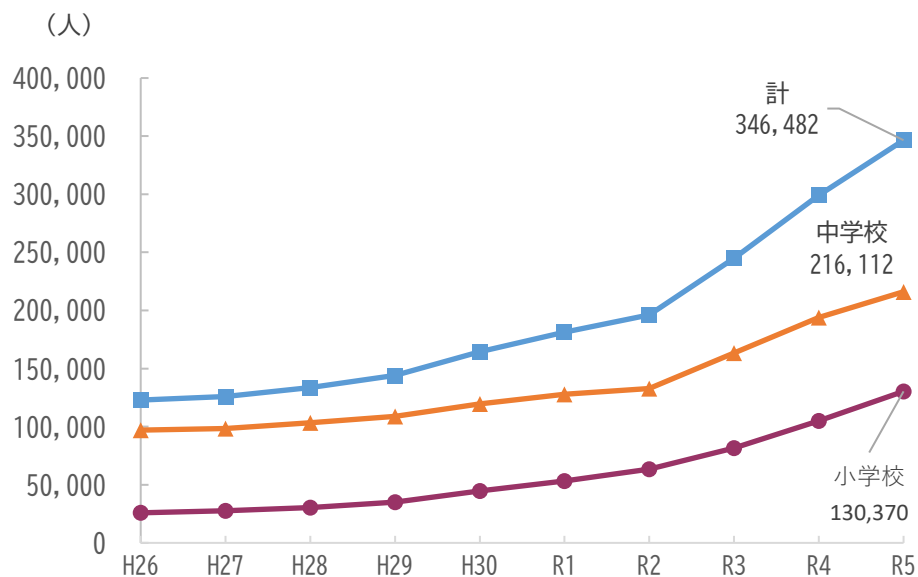
（令和7年6月27日付け初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）（抜粋）

不登校生徒の中には、教育支援センター等の公的機関やフリースクール等の民間施設等の学校外の機関や自宅等において懸命に学習を続けている者もあり、高等学校入学者選抜等においては、学ぶ意欲や能力を有する生徒について、その多様な学びの場における日頃の努力を適切に評価することが望まれます。不登校経験のある生徒の教育機会の確保の観点からも、在籍する学校における出席の状況のみをもって不利益な取扱い（例えば、欠席日数のみをもって出願を制限するなど）をしないようにするとともに、「高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」等の例も参照しながら、生徒の自己申告書や学校以外の場（家庭におけるオンライン学習を含む。）における学習状況に係る資料等を選抜において適切に勘案したり、不登校生徒が志願しやすいように募集時の内容を工夫したりするなど、配慮を行うことが望まれます。

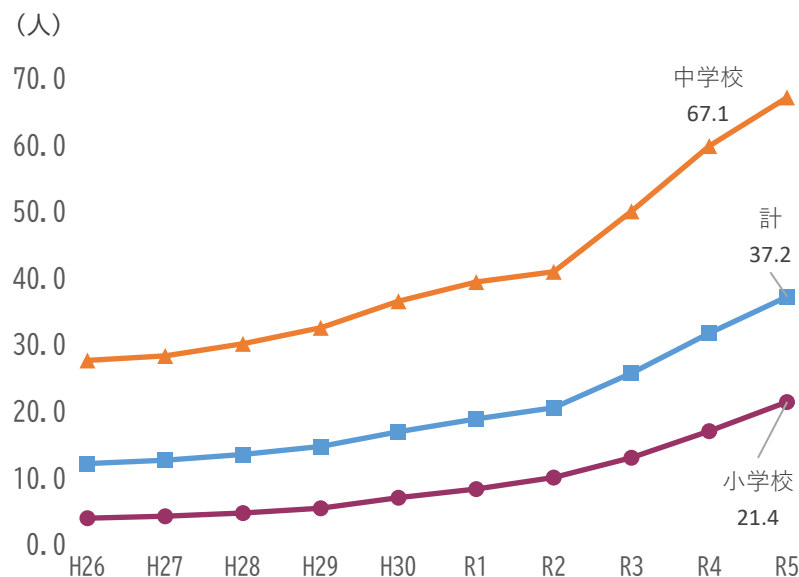
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、**不登校児童生徒数は346,482人**（前年度299,048人）であり、**児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は37.2人**（前年度31.7人）。
- 不登校児童生徒数は11年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

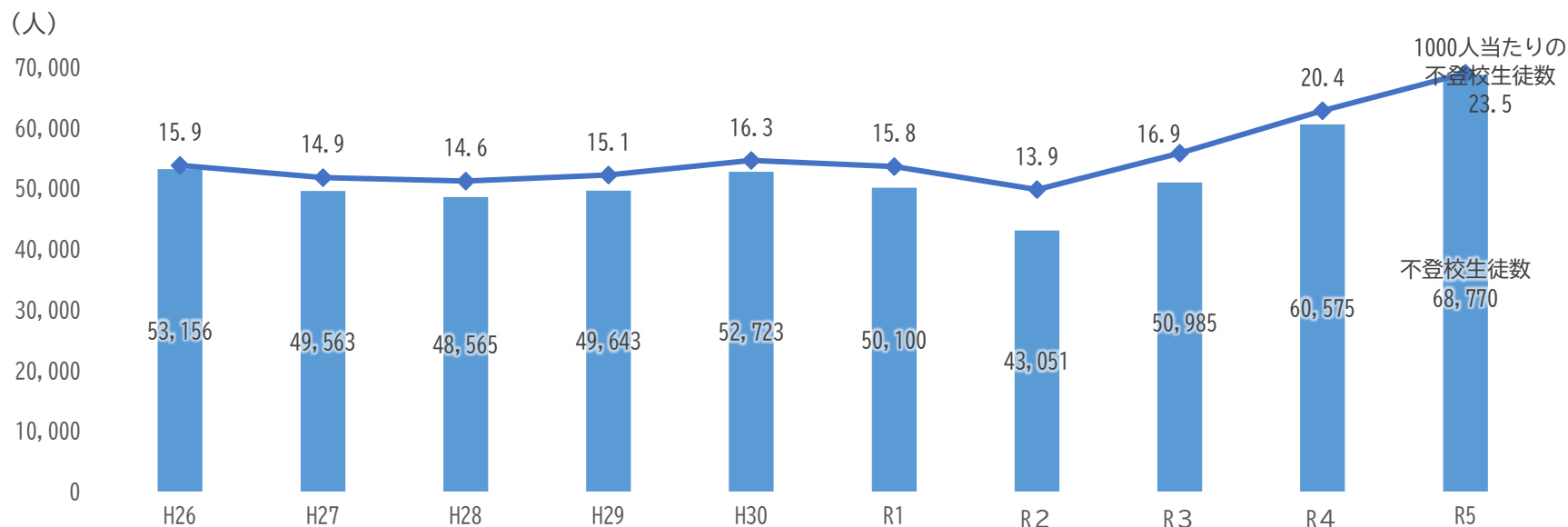
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370
	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4
中学校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112
	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1
計	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482
	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2

(出典) 令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

高等学校における不登校の状況について

○ 高等学校における不登校生徒数は68,770人（前年度60,575人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、23.5人（前年度20.4人）である。

■ 不登校生徒数の推移



● 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の15.7%である。

区分	欠席日数30～49日の者	欠席日数50～89日の者	欠席日数90日以上で出席日数11以上の者	欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者	欠席日数90日以上で出席日数0日の者	不登校生徒数
国公立計	39,360 57.2%	18,606 27.1%	8,839 12.9%	1,407 2.0%	558 0.8%	68,770

	国公立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	11,746	17.1%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,384	4.9%

※ 「生徒指導要録」の「出欠の記録欄」のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記録されている場合は、その日数については「欠席日数」に含める。

3. デジタル技術を活用した取組

「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について」

(令和7年6月27日付け初等中等教育局長、総合教育政策局長通知) (抜粋)

7. その他御配慮いただきたいことについて

(1) デジタル技術の活用等、入学志願者の利便性の向上や実施者及び教職員の負担軽減に資する取組は、各実施者の実情に応じて、更なる推進をお願いします。その際、実施に当たっては、入学志願者に不利益が生じないことが前提であることに、十分に留意いただいた上で、取組を進めていただくようお願いします。

第10回デジタル行財政改革会議（令和7年4月22日）

総理指示

教育については、公立高校入試で、一人の生徒が一つの公立高校にしか出願できないという単願制の問題点とその解消策について提起をいただきました。

平大臣、あべ大臣は、生徒の希望する進学につながるそのメリットや現場の課題を丁寧に考慮し、希望する自治体での事例創出の具体化を図ってください。

あべ文部科学大臣記者会見録（令和7年4月25日）

22日に開催されました「デジタル行財政改革会議」では、公立高校入試におきまして一人の生徒が一つの公立高校に出願をするいわゆる「単願制」、この課題とこの解消策の提案を踏まえまして石破総理より、平デジタル担当大臣とともに「生徒の希望する進学につながるそのメリット、また現場の課題を丁寧に考慮し、希望する自治体での事例の創出の具体化を図」るよう御指示がございました。

公立高校の入学者選抜の実施方法等は、実施者であるところの各都道府県教育委員会等が決定するものでございますが、デジタル技術を活用した併願制につきましてもメリットが考えられる一方で、生徒の多様な個性と能力が十分に評価されるか、また学校の特色・魅力が損なわれないか、地域人材を育成する専門高校に影響がないかなどの課題も想定されるところでございます。

文部科学省としては、メリットや課題について整理をしつつ、高校教育の質向上につながりますよう、自治体・高校関係者の意見もよくお伺いして、また関係省庁とも十分に連携の上、丁寧に検討してまいります。

中高の円滑な接続に資する高等学校入学者選抜の在り方



【現状と課題】

1. 学力検査に関する課題

- 平成5年通知以降、中学校の教育課程の趣旨に即した改善を求めてきた。質的改善は一定の進捗があるものの、個別の知識を単純に問う出題も依然残っており、出題全体のバランスを踏まえた改善が必要となっている
- 入試を背景にした保護者の懸念や要望等が教科書を網羅的に指導するとの認識に繋がっているとの指摘もあり、学習指導要領の構造化を踏まえた教科書の改善の実効性を担保する観点から入試の在り方の改善も必要である

※ 少子化に伴い入試倍率が低下しており、質的改善が行いやすい環境になったとの見方もある

2. 多様な選抜方法に関わる課題

- 平成5年通知以降、選抜方法の多様化を推進してきたが、多様な背景を有する子供たちの大幅な増加（不登校、特異な才能・障害、外国籍等）、無償化の流れを受けた各校の特色化・魅力化の推進の必要性、少子化・過疎化の影響等の社会的変化を踏まえ、取組を更に拡充する必要がある
- こうしたことも踏まえつつ、学ぶ意欲を有する生徒に対して、希望する学びの場が確保されるための手段として、望ましい高等学校入学者選抜の在り方を検討する必要がある



【具体的方向性と論点（案）】

1. 学力検査の改善

- 中学校以下の授業改善に資する観点も含め、思考力・判断力・表現力等を問う出題の充実に係る課題の整理を国として支援すべき
- 都道府県教委等における中・高担当部署の連携を図り、出題方針の公表、作問解説、県全体・各学校の分析結果の共有等を促進することによって、中学校の授業改善や進路選択、高校入学後の学習の充実に繋げていくことを検討すべき
- 採点等でのデジタル技術の活用や、負担軽減に係る取組を促進すべき（高校の特色化・魅力化を踏まえた選抜実施の要請もある中、都道府県間で作問負担軽減についてどのような連携・協力が可能か、国としてどのような支援が必要かの検討も含む）

2. 多様な選抜方法の拡充

- 高校の特色化・魅力化を促進する観点から、校長のリーダーシップの下で定めたスクール・ミッション、スクール・ポリシーを踏まえた多様な選抜方法（※）を導入する場合は、どのような方法や留意事項があるか整理すべき
(※) 各教科で培った資質・能力を活かした自己PRやプレゼン等を取り入れている自治体もある
 - その際、多様な背景を有する生徒の個性・特性を十分に踏まえた選抜を充実させるための留意事項を整理すべき（第3章（4）で記載の不登校生徒に対する特別の教育課程に基づく評定等の扱いの整理や、障害のある生徒の受検上の合理的配慮の提供の充実に向けた基本的な考え方や配慮の例の提示など）
 - 上記の整理も踏まえつつ、生徒や地域の実情に鑑み、学力検査を行わないことができる選抜や、調査書を用いないことができる選抜の取扱い等について整理すべき
- ※ 作問や採点の負担が指導主事や学校現場の協力者の本務を圧迫しているとの指摘や、高校の特色化・魅力化を踏まえた選抜実施の要請もある中、実施者の負担軽減についてもあわせて検討していく必要
- ※ 以上については、入学者選抜の実施方法等は実施者である教育委員会等の責任で決定されることを前提とし、まずは都道府県教育委員会等と丁寧な意見交換を行いつつ必要な検討を行う
- ※ 受入保留(DA)アルゴリズムを活用した実施方法等については、メリットや課題を整理し、自治体・高校関係者の意見も踏まえ、別途丁寧に検討することとする

本日御議論いただきたいポイント

1. 高校教育の充実について

(例)

- 高校教育の多様化が進む中、高校教育の充実をどのように進めていくことが必要か
- スクール・ミッションやスクール・ポリシー等を踏まえた学校評価の活用によるPDCA サイクルの徹底や、積極的な情報公開を促進するなど、高校教育の質を確保させる仕組みについて、どのように考えるか
- 卒業後の進路等を見据えて身に付けた力、学びの定着度合や在学中の伸び、生徒の満足感・達成感（定性的・定量的）の望ましい測り方について、どのように考えるか
- 文系・理系のコース分けにより、特定の教科・科目を十分に学習しないことについて、その改善を図るためにどのような取組が考えられるか
- これらに関して、国、設置者、学校等の望ましい関係性をどのように考えるか。その際、校長のリーダーシップについて、どのように考えるか

2. 広域通信制高校における教育の質の確保や管理運営の適正化を徹底するための課題の整理について

(例)

- 不適切な教育活動が見られる中、その是正に向けて、どのような取組が考えられるか
- サテライト施設の管理運営に当たって、所轄庁間の情報共有や連携協力を図るために、どのような取組が考えられるか
- 情報公開の徹底や点検調査の強化に向けて、どのような取組が考えられるか

3. 中高の円滑な接続に資する高校入学者選抜の在り方について

(例)

- 高校の特色化・魅力化の促進が期待される中、スクール・ミッション、スクール・ポリシーを踏まえた多様な選抜方法について、どのような方法や留意事項が考えられるか
- 入学者選抜において、中学校と高校の円滑な学習の接続や、多様な背景を有する生徒の個性・特性を踏まえた適切な評価を促進するため、どのような方向性や手法が考えられるか
- 学力検査を行わない選抜や調査書を用いない選抜の取扱いについて、どのように考えるか